

平成 2 9 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第4日」	
* 開会年月日時	平成29年12月 8日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成29年12月 8日 午後 5時14分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>平成29年第4回定例会一般質問の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今定例会は平成29年の最後の定例会であります。招集日冒頭に新井町長より来年に行われる町長選挙に不出馬との表明がなされました。その状況下での一般質問でありますので、議員の皆さんもそれぞれに活発な質疑を期待するところであります。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>定刻になりました。ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達していますのでこれより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布した通りであります。本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。</p>
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	<p>日程第1、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規定により、質問は左の欄の同一事項について原則として3回までとしますのでご協力をお願いします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p> <p>始めに第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。</p>

第5番 小池 捨吉 議員

5番議員	<p>5番、小池捨吉です。本日の一般質問をさせていただきます。</p> <p>町長の突然の引退の意向に対し、町長は町長選での公約ができたという認識で引退ということであります。心痛を察するところがあります。私としてはもう1期継続を期待していたところですが、それでは通告に従いまして質問させていただきます。</p> <p>今年度観光の観光客の出だしは例年と比べましてどうでしたかということであります。信州デスティネーションキャンペーンの効果は長野支社においても小海駅区に話を聞いてもあまりなかったというふうに聞いています。私としては白駒の池はいつもの夏よりも混雑したと思っていますが、小海町全体としてはあまり例年と関係がなかったのではないかとこの辺町長としてはどのように思ったのでしょうか。少し聞かせていただきたいと思っております。</p>
町長	<p>改めましておはようございます。また傍聴にお越しいただきました皆さん、お忙しい中本当にありがとうございます。それではただ今のご質問に対しましてお答えさせていただきます。今年度、7年前の戸隠神社の吉永小百合さんのポスター、またそれと同じように今年度白駒の池と長野県では飯山市の2か所ということでキャンペーンを実施したところでございます。今、小池議員さんから思ったよりも、というようなお話がございました。私も非常に混雑し、逆に多くの皆様方にご迷惑をかけるのではないかとこのこともございまして、茅野市、そして佐久穂町、県の地方振興局、そして小海町と佐久穂町、また北部森林組合等と何回か協議し、そしてシャトルバス等の運行をしながらお越しいただく皆さんが気持ちよく自然を親しみ、そして素晴らしい景色を堪能していただくような準備をさせていただいたところでございます。一番大きな要因につきましては8月、9月の天候が非常に不順であった。特に土曜日、あるいは日曜日。そういった多くの観光客がお越しいただける時期に天候の不順というものがあつて、今小池議員さんおっしゃったように予想まではいきませんでしたけれども、しかし例年に比べますと160%、60%を超える観光客が白駒の池周辺に多くの皆さんがお越しいただいたということでございます。そういった皆さんが小海町、そしてこの地域の素晴らしい景色、または自然というものを堪能してお帰りになったということだろうというふうに思います。当然その効果というものは今回のキャンペーン</p>

	<p>だけで終わることではなくて、来年に向けてまた春にも来てみよう、あるいは夏にも来てみよう、秋にも来てみよう、そして冬はどうかなのということでお友達、あるいは家族、そして会社ぐるみで来ていただけるのではないかと。こういった面においては非常に大きな効果があった。このように総括を私自身はしているところでございます。今後大いに期待を持てるというふうに判断しているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>小池議員に申し上げます。質問時以外は着座で結構でありますので、そのようをお願いいたします。</p>
5番議員	<p>分かりました。</p> <p>次に自立を考えた観光行政ということですが、私は小海町は非常に観光資源に乏しいと感じています。平成27年の6月の小海町の創生総合戦略のアンケートを見ましても、観光文化について70%の方が不満と答えています。どこの観光地でも同じですが、長い歳月をかけようやくお客様に認めてもらうのが世の中の状況です。当町でも松原湖高原での施設は温泉を中心に周りにはアスレチック、釣り堀、パターゴルフ、マレットゴルフ、キャンプ場、またグラウンドがあります。そして施設利用者のためのトイレ、水道設備もあります。また少し離れますと松原湖、ゴルフ場、スキー場、屋外スケートリンク、コテージ、バンガロー等があります。ただし長期滞在型を望むならもう少し施設の拡大を図る必要があるのではないかと感じています。この施設の中で八峰の湯とキャンプ場の経営は順調とのこと。そこでマレットゴルフ人口も減少傾向のためにマレットゴルフ3コースの内、茂来山コースをキャンプ場として活用するというのと、それがダメでしたらグラウンド下側を整理する等してサービスの向上を図ったらどうかと考えています。キャンプ場は収入のわりにメンテが少ないということで、健全経営ができると思います。これも開発公社との関係がありますが、検討してみる価値はあると思いますがいかがなものでしょうか。</p>
町 長	<p>お答え申し上げます。今いくつかのご提案がありました。そしてその大きなものがオートキャンプ場の拡張ということでございます。オートキャンプ場につきましては今第4キャンプ場まで造成させていただいています。当然これにつきましては北牧財産区、豊里林野水利保護組合、そして松原、八那池両区の皆様のご理解というものがあって現在にいたっている、そしてまた八峰の湯という温泉が相乗効果を生んで多くのお客さんがご利用いただいているということでございます。確かに健全な経営面においては大きな収入源であるということは確かでございます。そういった中でマレットゴルフ人</p>

	<p>口が減少傾向にあるということで、オートキャンプ場と隣接している部分のマレットゴルフ場の一部をオートキャンプ場に見たらどうかという提案、またそれが無理ならば今夏場はグラウンドまでテントでいっぱいになるわけでございますけれども、その下についてもそういった開発をしていったらどうかとご提案を今頂戴したところでございます。当然開発公社、そしてまた関係する皆様のご理解とご協力がなければできないことでございますし、またもう一つはマレットゴルフを楽しんでいる皆様方のご意見ということについてもお聞きする必要があるのではないか、このようにも思います。いずれにいたしましても、今のご提案より滞在型の観光、資源を有効に活用して、キャンプであっても3日、4日、一か所でそういった滞在型の観光資源として有効に活用したらどうかというご提案でございますので、私の任期はございませんけれども、今後の大きな課題の一つとして次の町長の方にその旨をお伝えしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>小池議員。発言する前には挙手し、発言の許可を求めてください。</p>
5 番議員	<p>次に小海駅前活性化についてお伺いしますが、駅前のJAがATMを残して撤退するのがほぼ決まりました。そこでこの際将来を考えて駅と周辺駅ビルとか、その活用方法についてJAは、JAはあーと工房ポッポ、それから診療所等を含めて検討する必要があるのではないかと考えます。建物自体、所有権がいろいろな組織が絡んでいるために時間はかかるとは思いますが、長続きできる施設を考えていただきたいと思っております。私としては松原にあるギャラリー創を2階に持ってきて、下にトイレをというふうに考えますが、今後長期計画とかそういうことで検討していただいてより良い施設にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>お答え申し上げます。駅前の施設につきましては、当初は、一番最初は集会場、土村の集会場として、そして駅として、そしてまたアルルと商店、総合的な施設としてももちろんJAもそうですけれども、スタートしたところでございます。それが、農協さんが本所1本ということで現在の役場の隣に移りました。そしてその後には今度は集会場も同時に、土村集会場ということで新たに建設し、その後には小海診療所ということで厚生連さんのお力添えをいただいて地域医療の充実ということでスタートしたところでございます。そしてその時には9床のベッドがあったわけでございますけれども、入院分につきましては分院の方に移転するというので、その後訪問看護ステーションであるとか、はあーと工房ポッポ、あるいは東洋医学、こういったことで有効</p>

	<p>に今日まで活用されてきたというふうに思っています。ただ今度はJAさんの再編ということの中でまだ撤退するという事については、私はまだお聞きしていませんけれども、そういったことがあるならば全体を含めてどういった形でJAの駅前支所の跡地というものを利用していくのか。これにつきましては当然厚生連さんともご協議申し上げなければいけませんし、いろいろな意味で関係者の皆さんでご相談申し上げ、そして小海町の駅前発展のために有効に再利用していくということが誰もが同じ考え方だろうというふうに思っています。当然そういったことが実際に農協さんの方からお話があればいち早くそういったことに行政も関わっていく、これが基本的な私の姿勢でございます。ただいつそれが発表になるかということについては未定であるというふうに私自身は思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>小池議員。同一事項の質問は3回までであります。3回目の質問は終了しますので質問をまとめていただき、次の質問に移りますようお願いいたします。</p>
5 番議員	<p>いずれにしろ観光についてはこれからかなり考えていかなければいけないと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは次につきまして、安心安全な町づくりということで質問したいと思います。国道、県道、町道において危険個所の調査、把握等はどのように行っているかということであります。また国、国道とか県道等の改良、補修の要請は誰がどのようにどこに行っているか、少し教えていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
町 長	<p>お答え申し上げます。町道、あるいは国道、そして県道、それぞれ危険が迫っているというようなことについては当然事故前に、危険防止のために何かの策を講じていかなければいけないということは当然の事だろうというふうに思っています。町道等、あるいは県道も含めてですけれども、突然の落石であるとか、あるいは危険個所、そういったことにつきましては職員も毎日通勤していますし、また町営路線バスのドライバーも常々注意払っていますし、議員の皆さん方も区長さん方も危険な個所があれば町の産業建設課の方にこういったところが危険だから修繕をお願いしたい、あるいは何とか対応を頼む、こういったことが当然日々常にあるということでございます。ただ県道、国道につきましては情報を得た時には佐久建設事務所に建設係が直接赴きましてお願いする。そしてまたその担当に現地へ赴いていただくということで、危険度、緊急度の度合いによってすぐやっていただけるもの、あるいは若干時間のかかるものも当然あってやむを得ないというふうに私</p>

	<p>自身は思っているところでございます。そういった中で年に一度佐久建設事務所のほとんどの職員と、そして町側と懇談会を行いまして、一緒に県道の改良箇所、あるいは国道の改良箇所、そういった河川も含めてですけれども、改良要望をさせていただいています。県にも予算というものがございまして、私どもがお願いしていることが全て実現するということではございません。その中から優先順位を定めながらできる限り強く実施していただきたいということをお願いしているところでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>私は小海町には大きな災害の危険性を持っているところが2か所くらいあると思っています。南牧との境の下の宮と宮下と思っています。これも特に南牧村との境の下の宮については、美ノ輪荘の方から少し見る必要があるのではないかと考えています。それから落石関係では国道も含めて数か所考えられますが、国道はともかく県道には本村親沢線とか卒道、宿渡の間はある程度、数年に一度はチェックした方がいいのではないかと考えています。町内で早急に法面整備、落石関係が起きている箇所は東馬流の小海高校の教員住宅ですか、あの奥というか千曲川の方ですが宮下へ抜ける水管橋だと思えますが、その手前の法面ですけれど、春までには整備してもらってはどうかと思います。日当たりが良いところありますので、春になれば畑作業とかヨモギを取りに行くとか、用水路の整備等があると思います。事故が起きる前に手を打っていただきたいというのが私のお願いです。現状を見ますと担当者が行けば土止め壁というような考えになるかもしれないですが、私としては地主と話をして自然勾配にするのが一番良いのではないかとこのように考えます。国道、県道の側溝の件でもありますが、隣接市町村では側溝に蓋をする工事を行っています。我々小海町でも総合センターから馬流の間とか、宮崎自動車から本間川のあそこの側溝ということで、側溝に絡む事故が多々あります。数年前には自動二輪車が側溝に落ち死亡事故もありました。なるべく早く道路管理者に要請していただきまして、何らかの措置をとっていただきたいということでもあります。要するに大きな側溝については蓋をかけていただきたいということですが、この辺はいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>それではお答え申し上げます。今お話がございました何箇所か危険ではないか。事故が起きる前に未然防止の対応というものが肝要ではないかというご意見でございまして。宮下とか下の宮、特に下の宮につきましては南牧村さんもあるわけですけれども、芦平地区のあのような大きな崩落災害が起きたということで、地盤についてはそんなに大きな違いはないだろうし、また過去にも海尻地籍でもそういったことがあったとお伺いしています。こういった</p>

	<p>大きな地滑り対策であるとか、そういったことについては今後もまた県の方でしっかり対応していただけるだろうし、また南牧村、小海町ともお願いしていくということになるかと思えます。また町道の落石であるとか、あるいは危険箇所、こういったことについては先ほどご答弁させていただいた通りでございます。また兼用側溝の件でございますけれども、東馬流の集落からの国道への出口のところ、あるいは馬流清水橋から下、確かにオートバイ等で死亡事故も発生しています。これらにつきましては今後も兼用側溝ということで県の方をお願いしてまいりたいというふうに思っています。いずれにいたしましても災害が起こらないような安全な道路管理ということは同じ気持ちでございます。そういったことについてしっかりまた対応をしてまいりたいと思っています。またもう一つそういった危険箇所につきましては、ドライバーに対しまして危険喚起ではないですけれども、落石注意とか、あるいは側溝注意。こういった看板を設置することによって注意喚起につながっていくようにまた県の方をお願いをしてまいりたい。このように考えているところでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>最後に支障木伐採の件ですが、町の予算で18,000千円の予算がついていますが、いろいろ伐採とはいっても地主やいろいろな絡みがあって大変だと思えます。特に宿渡の日陰とか宮下から本間の原へ上がるというか、溝の原へ行く途中の急な坂とか、その辺は冬季の凍結が懸念されます。優先的に伐採をお願いしたいということであります。安全である道路状況を望みますということです。またその伐採についても電線とかそういうのが絡むのは非常にありますが、この辺は中電とかNTTに要請しまして相手側に伐採してもらうようなことを考えたかどうかと思えますが、その辺の要請関係はどのように考えますか。</p>
町 長	<p>当然要請行動についてはNTTさん、あるいは中電さん、本当に電線がかかった部分しか切っていただけないというのが実態でございます。また次の井上議員さんからもご質問がございますので、その時に詳しくご答弁を担当課長からさせますけれども、一番は18,000千円という大きな予算を議会の皆さん方にお認めいただき、今回も3,000千円の補正予算をお願いしているところでございます。当初のものにつきましては、松原湖高原線の観光地をより景観の良い、そしてまた来ていただく皆さんが気持ちよく小海の地を訪れていただけるようにということで、大規模な予算をお願いしたところでございます。当然今ご指摘いただきましたように地域の皆さんの要請には応えていく、そしてまた危険箇所を優先順位を決めながら交通の確保、そして安全の</p>

	確保、そういったことに当然努めてまいりたいというように思います。地域の区長さん方とご相談申し上げながら要望が高いところ、そしてまた効果が大きく期待されることから順次整備をしていきたい。このように思っているところですのでよろしくお願いいたします。
5番議員	これで私の質問は終わりますが、小海町も近隣も人口減少が進みます。町の政策も将来を見据えて、いろいろな人の意見を聞き、時間をかけてでも無駄のない長期計画を立てることを望みます。どうもありがとうございました。これで小池捨吉の質問は終わりにさせていただきます。
議長	以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。
<u>第12番 鷹野 弥洲年 議員</u>	
議長	次に第12番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。12番 鷹野弥洲年君。
12番議員	12番、鷹野弥洲年です。質問をさせていただきます。通告いたしましたように公共施設の整備にかかる用地確保について質問させていただきます。 今年度松原湖にあります町営駐車場の埋め立て工事が行われています。中部横断道の残土による埋め立てがなされ、現在はほぼ埋まってきている状況であります。松原湖高原に登る県道のわきにありまして、一段低いところがありましたので、埋め立てによってそれが道路と同じレベルになり、非常に使いやすくなりますし、また周辺の民有地も協力いただき、大変広がっていますので、観光振興にも大きな貢献がなされることと思われまます。この事業を推進していただきましたことに評価をするとともに感謝を申し上げる次第であります。そこでこの駐車場整備にあたりまして、隣接する民有地の協力をいただいておりますが、これに関連する土地所有者との貸借関係について伺いたします。資料として土地の公図と所有者の土地貸借契約書の写しを提出していただくようお願いしておきましたが、資料を見ますとまだ貸借契約に至っていないようであります。この資料の説明と工事の概要について説明をお願いいたします。
産業建設課長	お疲れ様です。先に資料提出ということで提出を求められていましたので資料綴の1ページをご覧ください。中部横断自動車道の残土を盛り立てしている箇所、松原の町営駐車場の公図となります。今回の盛り土の範囲をぐるっと点線でお示ししてございます。図面上部の4832の1は今回の盛り土区域外で現在公衆トイレが建っている土地となります。以前から駐車場として千曲バスからお借りしている土地は図面中央部の4829の1、千曲バス(株)という表

	<p>示がされていますけれども、面積が4,499㎡ということでございます。また下段については原野ということになります。今回の盛り土工事で新たにお借りします土地はその部分を囲むようにあります図面の左上部4834の2、それからその下の4830、4839の1、それから図面の右の方いきまして4814の2、4813の2、4813の1、6筆で所有者は3名になります。続きまして2ページをご覧くださいと思います。上段の表につきましては千曲バスと締結しました土地の無償貸付契約書になります。全部で8筆ありまして8,799㎡です。今回の盛り土工事範囲以外の土地についてもお借りしている状況でございます。下段ですが、今回新たに土地賃貸借契約書ということで、これはまだ結んでいないわけですが、これに基づいて今月中には契約を締結する予定になっています。駐車場という目的なので固定資産税等は無料ということを考えています。またその旨も契約書にしっかりうたい込んでやりたいというふうに考えています。資料の説明は以上です。</p>
<p>12番議員</p>	<p>ただ今説明をいただきました。土地の貸借契約はまだしていないとのことでした。この駐車場の埋め立て問題は何年も前から話題になり、町も検討されてきました。実質的には今年度の事業であり、工事も最終段階であると思われませんが、未だに土地の貸借契約書が整備されていないのは釈然としないものを覚えます。平成29年度の地代はどうするのか、また予算化されているのか、平成29年度の地代はまけてくれと地主に言うのかどうかであります。こうした町と個人の貸借関係については議会のこうした場で契約書まで求めて議論するのは踏み込むべきではないとの考えがありますが、やはりその経過や後々に発生してくる問題等を考慮して議会の場において明らかにしておくべきではないかと考えます。そうした中であえて質問をさせていただきました。未だにしっかりと貸借について話がされていないように伺っています。これはこれで問題ではありますが、今回の質問の趣旨は別のところにありますのでまたの機会にしたいと思います。過去を振り返りますとフィンランドヴィリッジに関わる土地貸借につきましても、その契約書に記された貸借金額があるにもかかわらず、大幅に減額された額でしか相手側から徴収していなくて、地主には元の額が支払われていた。結果毎年多額な町民負担がされてきた事例がありました。またその地代の基準となる坪、あるいは平米あたりの単価も時代的な背景からしても通念的な価格とかけ離れたものであったように思われます。このような教訓から今回町営駐車場の土地貸借関係の書類の提示を求めたわけであります。やはり私たちはその時代を担当した議員としてしっかり把握しておく必要があると考えます。それが責務でも</p>

あると考えます。経過等につきましてはただ今伺ったわけではありますが、今回この駐車場の整備に該当する土地貸借であるとのことであります。千曲バスの関係の土地は以前から無償で借りている。その前は全く湿地で、用途のない土地でもあったから当時からこうした契約で無償というようなことであるかと思えます。しかし今回その周辺の私有地については貸借でありますけれど、この事業計画の中で土地の取得、つまり土地を町に譲ってください。こうしたことが計画段階で検討されなかったのかどうか。もちろん私有地の協力をいただくには、相手方の了承があつてのことです。相手方が協力してくれるよと言わなければ何も進まないわけです。それが貸してくれるのか、売ってくれるのか、相手方の意向を尊重せざるを得ませんし、その当時の町の財政状況や時間的な制約にも左右されます。町が公共施設の整備をしていくにはその当時の様々な事情があり、その背景の中で事業が推進されていくことと重々承知していますが、それを承知の上で意見を申し上げたいと思います。私は今回の駐車場の整備にあたりましては、やはり私有地については土地の貸借ではなくて、土地の買い取りを選択すべきであったと思います。通常土地の貸借契約書にはその施設の使用目的がなくなって使われなくなった場合には旧に復するとの項目があるかと思いますが、借りた前の現状復帰が前提であるかと思われます。しかし町がこういう公共施設の整備をした場合、それがいらなくなるというようなことなど毛頭考えていないわけです。また今回の駐車場の整備にしても使わなくてあの埋め立てた残土を掘り返して旧に復する等ということはありません。そのまま返しても以前の土地より利用価値はあるのではないかと。前よりも良いではないかとの理屈もあるでしょうが、返還など考えていないわけです。結果、貸借にした場合には将来にわたって地代の支払いが発生するわけです。町営駐車場の例をとり問題提起を行いました。こうした事例は数多くあります。先ほども申し上げましたが、フィンランドヴィリッジに隣接する町の音楽堂もそうです。土地の返還の目途のない公共施設の賃貸借は後々に町民負担が残るものであります。また更に言うならこの役場庁舎も借地の上にあるわけです。こうした立派な施設を残してくれた先人の努力には敬意を払いますが、これも借地であるがゆえに年々大きな町民負担となっているのも現実であります。もちろん当時は土地の買い取りの交渉がされたとの経緯も伺っています。どうしても価格の折り合いができなくて借地になったということも伺っています。それぞれのその時々事情はあるかと思えますし、何より地主の意向が優先さ

	<p>れますので一概に批判はできませんが、庁舎ができて15年間の地代の積算を考えた時、やはりその町民負担の大きさは計り知れないものがあります。年間4百数十万円でありますので、既に15年間で土地を取得できる額になっているのではないかと推測もされるわけでもあります。こうした事例を考える時に、公共施設の整備にあたってはその用地確保はよほど慎重に考えなくてはならないものであると思います。役場庁舎のようにどこにでも良いとはいきませんので、無理を承知で整備をしなくてはならないものもあります。しかしながら私は、用地確保は買い取り、あるいは将来町の負担が生じないような公有地の選択をすべきだと思います。賃貸借は極力避けていくべきだと考えます。このことを町の職員が基本姿勢として持つべきであります。様々な事情、町の財政事情、時間的な事情等難しい問題はありますが、賃貸借の土地には公共施設の整備ができない。やむを得ない場合もありますが、土地の買い取りを基本とする。こうした基本姿勢をもって事業、整備に臨む。こうした認識を職員が基本姿勢として持つことが大事ではないかと思ひます。町長は先の5日の議会招集挨拶で次期町長選への不出馬の意向を表明されましたが、町長が代わってしまっても、こうした基本姿勢を持つことが大事であり、そのことを職員が共通認識として行政にあたるのが大事であると思ひます。この考えについて初めに総務課長にお答えいただき、次に町長にお答えをいただきたいと思ひます。お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>今、鷹野議員さんおっしゃる通りだと思います。長期的に返すこととか、長期的にその土地がそういう施設になるとすれば買い取った方がいろいろな面で有利だということになりますので、場所、場所によって、事業、事業によって違うとは思ひますけれども、長期的なことを考えて買い取りの方が良いということになれば買い取りの方を中心に進めるということになるかと思ひます。今回の松原の方も買い取りも当然考えた中で、ただ所有者との話の中で、固定資産税、道路なんかで買う時は税金が免除されるとういことですけれども、駐車場の場合は税金がどうしてもかかってしまうということでもそこら辺もう少し調査したうえでということでも、そこも松原町営駐車場の事も買い取りの方向で進めてはきたのですけれども、当面賃貸という形になりましたけれども、基本は今おっしゃる通り必要なところは買い取りで進めていくということをも基本ということでも私もそう思ひています。以上です。</p>
<p>町長</p>	<p>お答え申し上げます。今、鷹野議員さんからお話がありました。当然この役場の庁舎もそうですし、松原の駐車場もそうですけれども、一時は財政的な大きな負担はあるかもしれませぬけれども、町の所有、永久的に利用する</p>

	<p>もの、こういった土地については購入ということがベストだと私も思っています。今松原の駐車場の件につきまして総務課長から答弁いたしました。平成28年の10月26日に地権者の皆様方にお集まりいただきまして、区長さんをお交えて地元説明会を開催いたしました。その時にもお話申し上げましたけれども、結果的には有償でお借りするという方向で合意ができたということでございます。単価につきましてはその時に提示いたしました平米あたり50円というのがお示しした金額であり、またそれが現在合致しているということでございます。そしてなぜ今まで契約ができなかったのかということにつきましては、実際に工事をしてみてどこまでお借りするということがその時点においては谷地ということもありまして定まっていなかったということで、工事がほぼ完成する段階において分筆をすべきところは分筆し、そして賃貸借の契約を行っていきたいということでこのような今日にいたってしまったということで、その点につきましてはぜひともご理解を頂戴したいと思います。今ご指摘を受けました件につきまして、当然地権者との交渉事でございますので、中々全てがそのようにはいかないこともあるかと思っておりますけれども、基本的には鷹野議員さんと同じ考え方でございます。それともう一つご指摘いただきました契約が終わった時、旧に復するというような条項が多々使われているわけでございますけれども、こういった駐車場につきましては、形状について乙、要するに相手方とその時点で協議していきましよう。こういった形の契約書にしまいたい。このように思っているところでございます。いずれにいたしましても、公共施設を建設する、あるいは公共用地を確保するという点につきましては、どうしても相手方が今鷹野議員さんもおっしゃいましたけれども、相手方との交渉事ということであり、できるだけそのように努めていく。時間がないからとりあえず賃貸借にしておこうとか、あるいは賃貸借の方が交渉がスムーズに行くからそうしようとか、こういったことではなくて、職員に対しましてそれなりの努力をしたうえで最終的にこういう形にせざるを得ないというところまで頑張っていく。こういったことについてはまた私からも指導し、そしてまた長が代わってもそういったことが継続されるように、職員の皆さんに指示を出していきたい。このように考えているところでございます。以上です。</p>
<p>12番議員</p>	<p>お答えいただきました。やはり土地を買い上げてやっていく方が良いという、そういった基本的な姿勢については私が申し上げたように認識しているようでございます。総務課長の答弁の中にもありましたけれども、私が承知している中では買い取りの交渉はされなかったようにも思われます。また土地</p>

が湿地であるから範囲が、ということもありましたけれども、千曲バスから借りている土地については湿地であって、それが既に駐車場になっていて、それ以外の民有地については畑とかそういったものであるように承知しているところであります。それはさておきまして、私たちが個人的なことを考えますと、やはり自分の家を建てるのによほどのことがない限り借地の上には家を建てないわけであります。会社等事業を行っている方はその経費を必要経費として計上しますので借地でやっていることも多いようではありますが、では行政ではどうか。町長も4年に1回選挙があります。担当する町の職員も数年で異動になって代わってしまいます。当面の責任しかないという大変語弊があり失礼であります。後々の負担はあまり考えないのが実情ではないかと思えます。だからこそ私が先ほど申し上げたように公共施設の用地確保は買い取りを基本とする、こういう基本姿勢を職員が共有していくことが大事だと思います。そしてどうしても時間的な都合等により賃貸借になってしまった場合には、その後において継続的に土地の譲渡を地主にお願いしていく、こうした姿勢が大事ではないかと思えます。この役場庁舎の敷地のように譲渡をお願いするという交渉もしないで、漫然と賃貸借を繰り返さないようにいつも意識を持っていくべきだと思いますけれども、少しくどくなりますけれども、総務課長にもう一度このお考えについて伺いたいのが1点。そして2点目として町長に伺います。このように公共施設の建物等の敷地の確保にあたり、農地等賃貸借によりその土地の形状が変わり、将来的に農地等への現状復帰はあり得ないと思われる土地の固定資産税の課税について基本的な考えを伺います。先の9月の第3回定例会の議案質疑において、フィンランドヴィリッジ及び音楽堂の敷地の固定資産税について質問いたしましたところ、副町長は地方税法348条第2項第1号の規定により非課税にしたと答えていました。私も公共施設の建物等が非課税であることは承知しています。公的病院も非課税であります。私事になりますが、私は20数年前に佐久病院の小海へ責任者として赴任した際に、小海町は病院の敷地に固定資産税をかけてありました。早速役場に来て交渉を行い、遡って返還してもらいました。時効を理由に5年分しか返してもらえませんでした。元に戻りますがこの地方税法348条第2項第1号の条文は、市町村が使用する施設に対する非課税の規定でありまして、その但し書きに、有料で借り受けた者が使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができるとあります。つまり音楽堂が町の公共の用に具する施設であってもその土地を有料で借り受けた場合には課税できるわけであります。副町長は私のこの質問をこ

	<p>の条文を盾にかわしました。私はこれで町民の税に対する公平性が保たれるのか。フィンランドヴィリッジの土地の貸借を問題化した折に質問いたしましたが、その後以前の質問に対して何の報告もなく非課税を適用させた。全く納得できない回答だと前回の定例会で申し上げました。そしてさらに私がそれではこのことが前例になりますよと言いましたら、副町長はこれが前例ですと言い切りました。町長に伺います。町が公共施設の整備をするのに通常民間の貸借では考えられない優遇された賃料で貸借契約が結ばれて、農地等の形状も変わり、土地評価額も当然上昇するものと思われます。その要因は町が自ら多額な地代を払い、その結末を作っているわけであります。しかし固定資産税の評価額は変えない、あるいは非課税にする。9月定例会でのこの副町長の回答は小海町の統一見解とするものであるかどうか伺いたいと思います。このことは今後の公共施設の用地確保と町民の税負担の公平性に重要な意味を持ちますので町長に慎重にお答えをお願いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>最初に町が土地を借りて賃借している場合、購入に向けて継続的に交渉していくべきだということで、その通りだと思います。特に庁舎については前総務課長も交渉していまして、私になってからも話をしているところでございますし、松原の駐車場についても今回は借地契約ですけれども、来年以降そういういろいろな状況を考えながら購入する方向で検討していくということで、継続して検討していくという方向で進めていきたいと思います。以上です。</p>
町長	<p>では私からお答え申し上げます。9月の定例会の議案質疑の中で鷹野議員さんからフィンランドヴィリッジの土地の賃貸借、音楽堂も含めてですけれども、ご質問をいただきました。今鷹野議員さんがおっしゃいましたように348条第2項第1号の規定によりまして市町村が公の場に利用する場合については課することができないというのが基本的にあるわけですけれども、但し書きが鷹野議員さんからもおっしゃられました。有料で借り受けた場合については課することができるということでございます。当然どちらかというふうに将来に向けてしっかり基本的な姿勢を示せというご指摘でございます。この件につきましては地権者と用地交渉する場合に、当然税金を免除してほしい、あるいは税金はお支払するからその分地代を云々、こういったことは交渉の過程の中で必ずと言っていいほど起き得ることでございます。当然行政側がしっかりと非課税にする、あるいはいただくべきものはしっかり頂戴し、そして払うべきものはきちんとお支払する。これが一番すっきりするの</p>

	<p>だろうというふうに私自身思っています。ですから今後の契約につきましては基本的には払うべきものはお支払いし、いただくべきものはいただく。結果的には同じになるかもしれませんが、そういった方法がベストだろうというふうに思っています。ただしこれは交渉事ということですので、その辺についてはぜひともご理解を頂戴したいというふうに思います。後の地目、こういった関係につきましては当然課税するにおいて、みなし課税ということもできるわけですので、例えば宅地並み課税、あるいはそういったことも含めて税というものは、公平、公正であるということが一番の原点でございますので、その辺につきましてははっきりさせていきたいというふうに思っています。相手の意向というものもございますけれども、先ほどと全く同じ答弁になりますけれども、そういった基本的な姿勢を定めて、そして交渉事についてはその旨をもって今後交渉していく、こういうことにしていくのが私自身もベストだろうというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>鷹野弥洲年議員に申し上げます。既に質問は3回を超えていますのでまとめていただきますようお願いいたします。</p>
12番議員	<p>今、回答をいただいたわけであります。総務課長にお願いしたことはやはり土地貸借は好ましくないというようなことで、町の庁舎のところについても継続的に交渉を行っているという、そういう回答をいただいたわけでございます。2点目の税の公平性のあり方でありますけれども、今町長から伺った中では、その場合、ケースによって違うというようなことが結論ではないかと思えます。払うべきものは支払って、貰うべきものは貰うというようなことも町長も言われました。しかし副町長の9月の答弁の中ではこれが課税しないのが前例になるよと言ったら、それが前例であると答えているわけです。そうすると全てが副町長の答弁ではなくて、町長が言われたように今後その場合によっては統一のものではないというふうに答えを伺ったわけであります。町の言い分や諸事情は分かりますが、やはりその辺はなるべく明確にしていかないと今後の用地確保とかその税の公平性という面で大きな問題を残すのではないかと思っています。そして国や県は公共施設を借地の上にあまり整備しないようにも思われます。小海町もぜひ基本姿勢を持っていただきたいと思えます。やむを得ず賃貸借になった場合にはその後買い取り交渉を継続的に行い、将来の町民負担の軽減に努めていただきますようお願いいたしまして、鷹野弥洲年の質問を終わります。</p>
議 長	<p>以上で第12番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。</p>

	<p>ここで、11時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時08分)</p>
<p><u>第11番 新津 孝徳 議員</u></p>	
議 長	次に第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。
11番議員	<p>第11番、新津孝徳です。通告に従いまして質問をさせていただきます。</p> <p>今回は2点の質問をさせていただきますけれども、初めに本間大田団地について伺います。人口減少に歯止めをかけるため、また町外より小海町に来て定住していただきたいとの思いから計画した新井町長の事業であります。現在4軒目の建築工事が進められていますが、現時点での販売状況と町内、町外の方の別を教えてくださいたいと思います。</p>
町 長	<p>お答え申し上げます。新津議員さんおっしゃったように人口減少に歯止めをかけ、そして中部横断自動車道が来春八千穂高原インターまでくるということで町の活性化、定住促進のために大田団地を造成してきたということでございます。現時点でございますけれども、11月末、本日も同じですけれども、10区画が販売済みでございます。ということは残りが9区画ということになるかというふうに思います。契約の内訳を申し上げますと、町内の転居が5世帯17名、現在の住民台帳上ですけれども、そして町外からの転入が5世帯12名、合計10世帯29名の方が今後定住する見込みということでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
11番議員	<p>19区画中10区画ということでございます。私が前に聞きました時もそのくらいだったということで、やはり当初の売り出しからはあまり変わっていないという状況であると思います。それにしましても町の人口も一時であっても今町外から5世帯12名ということで、増加するという希望がある明るい話題であると思います。分譲を始めてから約1年ですので完売を求めるのはまだ早い気がしますが、時間が経てば経つほど売れ行きは悪くなると思います。私はこの質問をいたしましたのは、来年の4月には中部横断自動車道の八千穂高原インターチェンジまで開通となることであります。利用者もすぐには多くなれないと思いますが、徐々に県外者や観光客もこのインターから降りてくる台数は増えると思います。国道141号を右折するとすぐにこの大田団地があるわけでありまして。町の北の玄関としてこの団地が空き地だらけ、また完売となり住宅が建っているのでは小海町の印象が大きく変わってきます。私は今も販売を進めているとは思いますが、住宅メーカー等も</p>

	<p>含めた販売も一つの手段ではないかと考えているところでございます。住宅建設は人生の中でも大きな事業であり、計画を始めても1年、2年はすぐに過ぎてしまいます。新井町長の下で道筋をつけておくべきだと考えますが、販売方法の再考について町長の答弁を求めたいと思います。</p>
町長	<p>お答え申し上げます。今後残っている9区画をどのように販売促進を図っていくかということでございます。当然引き続きホームページ等では宣伝してまいりますし、新年号の公民館報にも掲載をしていく予定でございます。年末年始、正月はいろいろなところから故郷に戻ってくるということもございまして、そういったものの機会をとらえたいというふうに思っています。また同時に町で多くの子育て支援を行っています。特に子育て世代住宅取得助成事業、あるいは子育て支援、そしてまた定住促進のいろいろな事業を同時に宣伝していくということが大事であるかというふうに思います。そして同時に購買意欲が高まるようなチラシの作成をいたしまして、広い範囲にまた新聞折り込み等で、あるいは観光パンフレットと同じように所々にそれを置かせていただく。こういったこともやっていく予定でございます。いずれにいたしましても宣伝をしながら、また職員に対しましても1人1人が営業マンとしていろいろな皆さんに事あるごとにお話をさせていただきたいと常にお願いをしているところでございます。またあわせて業者の皆さん、あるいは議員の皆さんにも今後も変わらぬお力添えを頂戴いただければというふうに思っているところでございます。今建売住宅等の提案も頂戴いたしました。それも一つの方法であるというふうに思っています。今後の販売促進の一つの研究すべきものとして承り、また研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
11番議員	<p>今町長の述べた通りだと思います。パンフレット、それからいろいろホームページ等々ありますけれども、過去を見ましても中々いろいろな良いことであつても中々受け入れられない、あるいは中々それが浸透しないというようなことでありまして、私も今思っていましたことで、町長も職員も皆営業マンになってという話がありましたけれども、本当にその通りだと思います。全体で、全員で力を合わせて、お客さんの来るところの様子を見るというようなお話もございましたが、なるべく早く小海町の顔になりますので、なるべく早く埋め尽くされるような方策で努力をしていただきたいと思います。次に管理方法について伺いたしたいと思います。新築された方は素晴らしい環境の中での生活を夢見ます。売れていない土地の草刈り等については分譲以前より気をつけなければなりません。大切な商品です。今後の販売にもつな</p>

	<p>がりますのでしっかりした管理を望みますが、この点についてはいかがでしょうか。</p>
町長	<p>当然今おっしゃった通りだというふうに思います。現在残っています販売中の9区画につきましては販売できるまで町の総務課の方で草刈り等、健全な維持管理に努めてまいり、そして少なくともイメージダウンにつながるようなことがないようにまた周囲のお住いの皆さんにご迷惑をおかけしないようにしっかり管理をしてまいります。特に草刈り等になるかと思えますけれども、行ってまいります。また分譲地内の道路、バスも乗り入れますけれども、これも当然町でしっかり町道ということでございますので管理していく。しかし公園や緑地、あるいは共有部分、あるいは防犯灯、こういったことにつきましては区の方をお願いし、一緒に維持管理をお願いしてまいりたい。このように考えているところでございます。以上です。</p>
11番議員	<p>町長から今力強い管理をしていく、しっかりやっていくという言葉いただきましたので、ぜひ住民や周りの皆さんからクレームの起きないような管理をお願いしますとともに早期完売となるよう努めていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移らせていただきます。次に私立幼稚園就園奨励費補助金制度について伺います。9月の定例会において町の子育て政策について他町村より優れているところは何かをお聞きしましたところ、この地域ではどこよりも優れているという答弁であったと認識しています。胸を張って答えられることは素晴らしいことでもあります。しかし政策は見栄えだけではございません。どんなに優れていてもそこに成果が表れないのであればどこかに問題があるという私は判断いたします。そこで私は、私立幼稚園就園奨励費補助金制度があることを知り、小海町でも利用できないかと思い質問しました。資料を用意していただきましたので説明をお願いしたいと思います。</p>
子育て支援課長	<p>それでは資料の説明をさせていただきます。資料綴の3ページをご覧くださいと思います。幼稚園の就園奨励費補助金交付についてということでお願いします。まず初めに目的からお話させていただきます。この補助金の目的は家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園と私立の幼稚園の間の保護者負担の格差の是正を図るというもので、都道府県及び市町村が実施する事業に対して国がその一部を補助し、幼稚園教育の振興に資することを目的とするということでもあります。これはただし新制度、認定子ども園に移行していない私立幼稚園が対象となります。それから比較としまして保育標準時間認定者第一子の場合を想定しまして</p>

	<p>表にさせていただきました。補助率につきましては3分の1が補助の対象となります。これは保育料と入園料が対象になるということをご承知おきください。それでは初めに星印上の方です。町民税非課税世帯、これは町で言う第二階層、図面の右側の2に該当するところであります。町の保育園に入所されたという場合には保育料1,900円です。入園料、給食費、学習費等は、保育園はかかりません。月額1,900円、年間22,800円のご負担をいただいている。この辺で一番近い佐久南幼稚園を例にとらせていただきました。保育料は月額16,500円、入園、幼稚園に入る時に20千円かかるそうです。後給食費、学習費等があつて月額で22,400円、入園時には42,500円ということで、年間概ね270千円くらい幼稚園に行かれると費用がかかるということで、もしこれを補助対象額ということで計算させていただきました。保育料と入園料、16,500円が12カ月、198千円。入園時にはここへ20千円が足されて218千円の負担がご家庭に経済的負担がかかるということで、これの対象額、右の図の上の黒く塗ってありますが272千円が上限額です。補助金の上限額です。ですがここでお支払いいただいているのが218千円ということですので、これの3分の1、約72,600円が国庫補助金としていただけて、後の残りについては町が負担する。もし助成するということになればそういうこととなります。下の表は、今度は町で言う第五階層、課税額72,800円未満のご家庭で載せてみました。保育所だと保育料が7,100円、年間85,200円。同じく幼稚園だと、先ほどのところの補助対象額が右の図の2番目の黒く塗ってある139,200円というのが上限額になりますので、139,200円の3分の1、46,400円が国庫補助となり、残りが町の負担というようなことで見ていただければいいのかなと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>11番議員</p>	<p>ありがとうございました。今の説明をいただきましたが、以前は小海町からもここへ通っていた人がいて今どうなっているか分かりませんが、やはりいろいろなところに出てくる公平、平等の面からもしこれが取り組んでいかれることであれば、こういう人たちにももちろんこれは手を差し伸べなければいけないというふうに思っています。保育園や幼稚園から高校、大学へと学業の選択は自由であります。ましてや給付型の奨学金の検討がされている現在、小産み子育ての町を提唱している我が町としてはこの制度に取り組めるなら取り組んでいただく必要があると思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>お答え申し上げます。当然幼稚園に通園する、こういったことにつきましてはお子様の育て方、あるいは家庭の保護者の考え方、これは自由であるとい</p>

	<p>うふうに、個々の考え方があってしかるべきだろうというふうに思っています。そんな中、町も保育園につきましては、より充実を図りながら希望のお子様は全員入所できる体制を整えています。そして保育士もプロとして責任のある子育てに頑張っているところでございます。そういった中で保育所の受け入れ体制をさらに充実させながら町としては現段階においてはこういったお子さんの、子どもさんの幼児の補助制度の創設については私自身まだ具体的に考えてはいません。実際におられるかどうかということについても把握していませんけれども、小海の子どもは小海の地域で、地域の皆さんのお力をお借りし、そして小海でしっかりと育てていくのが良いのではないかとこのように考えているからでございます。当然家庭の考え方、またお子様の育て方についてはそれぞれ自由ですので、そういったことが望ましいと判断した場合については、幼稚園に通園させるということも当然あってしかるべきだろうというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
11番議員	<p>今町長からの答弁も私も分かります。やはり受け入れ体制もまだ十分まだ余っているということで、町内で育てていただければ本当に私もそれがベストだと思いますけれども、やはり繰り返しになりますけれども、どうしてもこの幼稚園に出したいというその気持ちというのは、何かそこにこだわりがあると思います。そうなりますとやはりこの金額の差ということが出てまいりまして、本人はそういうことを多分いろいろ勉強していっていると思います。町内の子ども数が増えない、むしろ減少傾向の中、子育て世代の町外流出を防ぎ、1人でも子どもの数が増えるような施策の遂行をお願いしたいと思います。町長も今まだよく把握していないとおっしゃられましたので、その辺がもし分かりまして、またこれから先職員の皆さんと研究されて、これが適当であると認められましたらまたそちらに向かっただけだと思います。優れた子育て施策を最大限利用し、結果の出ることを希望いたします。私の質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第4番 井上 一郎 議員</u></p>	
議 長	<p>次に第4番 井上一郎議員の質問を許します。井上一郎君。</p>
4番議員	<p>4番、井上一郎です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。町では本年度町内主要幹線道路におきまして、景観整備と安全の確保ということで15,000千円程の予算を計上し、支障木の除去等の事業を行ってまいり</p>

	<p>ました。私も町のあちらこちらを通ってみて景色も格段に良くなり、大型等の通行にも支障がなくなり、それなりにお金はかかったわけですが、良い事業ではなかったかなと思っています。またそれを高く評価しているところでもあります。また近隣の村等でも最近はカラマツの価格が上がってきているということもあって、日照不足の解消や景観整備の面でも一石二鳥ということで結構な面積、大きな面積で皆伐事業が行われています。例を挙げてみますと北相木村の久保から坂上にかけて、南側は見事に皆伐が行われ、大変明るくなったという感じを受けています。また当町においては川平地区でも集落南側が皆伐され、同じく大変明るくなったという感じを受けているところでもあります。全町的な問題ではありますが、カラマツも伐期を迎え、かなり大きくなっています。雑木についても昔は薪等にするためにある程度の伐採をしていましたが、最近では利用できなくなり、大きくなる一方であるということで一昔前と比べると大変環境が変わってきているという感じがいたします。そこでこれに伴って冬場の日当たりの悪い道路は降った雪が陽に解けず、凍結してしまい、通行に危険な状態になっている箇所が多くあります。自分が利用しているところの話をして恐縮ですが、宿渡のバイパスの約300メートルの区間におきましては、冬場の難所でありまして、自動塩カル散布機も設置していただいているところではありますが、毎年必ずと言っていいほど事故が起きています。ここも南側の大きくなった木を伐採するだけでもだいぶ日当たりが良くなるといった状況に改善されるのではないかと思います。先般この件について地元の区長さんや一部の地権者の方と話す機会がありましたが、宿渡区としてもぜひ町において積極的に取り組んでほしいということでした。ある方は木が倒れて他人に迷惑がかかってはいけないということで、自費で業者に依頼して伐採したということでした。これは個人の権利に立ち入ることで補償料等の問題、また不在地主等の問題等取り組みにあたっては大変なことがあるかと思えます。町民の安全確保のための、ぜひとも前向きな取り組みをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お疲れ様です。支障木の関係でございます。現在道路の支障木等につきましては地区要望等に基づきながら予算を確保し、区長さん始め関係者の皆様にご協力いただきながら行政と連携しながら事業を実施しているところでございます。基本的には法律上は個人所有の立木は勝手には切れないということがございますが、日陰対策等の伐採につきましては集落再生支援事業等に対応している地区もあるのも事実でございます。原則は木の、山の所有者が</p>

	<p>適正な管理をすることで木が支障となります区の皆さんの生活、また道路を利用する皆さんの安全に関係してくるものでございます。町としましても交通の安全確保のためにも町の道路敷の支障木、日陰対策も含めてですが、そういったものの伐採につきましては現場を的確に把握しながら事業実施を行い、また個人地につきましては区や関係者の方とも協力しながら冬期間も含めた交通の安全対策を図ってまいりたいと考えています。以上です。</p>
4 番議員	<p>大変前向きなご答弁ありがとうございました。ただ今中々取り組みは難しいということでしたが、ぜひこれは懸案事項として今後も検討していただきたいと思います。日頃私が通っている宿渡地区のことを申し上げましたが、こういった箇所は町内にたくさんあるのではないかと思います。松原から八峰の湯に行く間につきましては、八峰の湯のオープンにあわせ、南側の木を伐採したことにより、雪が降っても大抵1日、2日で溶けてしまいます。日が当たると当たらないでは大きな差があるの是一目瞭然でございます。皆さんも感じていることと思います。一昔前よりは木も大きくなり、環境もだいぶ変わってきたということを踏まえ、町には町民の安全安心確保のための事業推進をお願いして私の質問を終わりにします。</p>
議 長	<p>以上で第4番 井上一郎議員の質問を終わります。 ここで1時まで休憩といたします。 (ときに11時53分)</p>
<p><u>第 1 番 古 谷 恒 晴 議 員</u></p>	
議 長	<p>次に第1番 古谷恒晴議員の質問を許します。古谷恒晴君。</p>
1 番議員	<p>通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 私の質問は町の財政について、町債と基金とのバランスからの財政の健全化の数値を明確にさせていただきまして、町民の皆様は町の財政が健全であることを知らしめるということをしたいと思いますのでよろしく願いいたします。まず最初に先日の12月議会にあたりまして、町長より引退ということで発表されましたが、その中で次の日の新聞に健全財政を推進してまいったということで、第一の町長の指摘として受け止めておりますが、ただその健全財政がどうして健全財政なのかというものを一つ質問していきたいと思えます。それと先日ございました女性議会でラスパイレス指数というもので健全化というものを指標として挙げられまして、ただそれがラスパイレス指数というものがどんなものでどういった数値なのかということ。これが少し</p>

	<p>疑問に感じまして、町民の方は多分これは分かりづらいというふうに察する次第でございます。そして前回の議員だよりに載っています町債が4,400,000千円、基金が3,300,000千円という数字が載ってまして、単純に割り返して計算しますと差し引き1,100,000千円の赤字ということが考えられます。いわゆる赤字というものが出てくるということにつきましての説明をまたしていただきたいと思います。その町債につきまして、資料を提出いただきました。この町債の中にはいわゆる国庫補助というものが、そういった補助があるということでこの町債の状況の中に書かれていますけれども、実際のところどのくらいの赤字なのか黒字なのか、その部分の数値を示していただきましてご説明をいただきたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは私の方から資料綴の4ページをお願いしたいと思います。この表についてまず最初に全体的なことをご説明申し上げます。上の方の表が町債の状況、平成28年度決算ということで、一般会計分でございますけれども、町債ですのでいわゆる借金でございます。返していく分になります。下の表が基金の状況ということで、これも一般会計の平成28年度の決算分ということで、いわゆる貯金ということを考えてもらえば良いと思いますけれども、上が町債、下が基金の表ですけれども、今、古谷議員さんおっしゃった通りこの町債の中には全て一般財源で補填しなくても良い分があるということで、それがいわゆる普通交付税率で求められて普通交付税で毎年元利償還していく分に対して何%かを普通交付税で見られる、補填してくれるというものがあるということで、それを除いた場合、実際の借金と基金はどうかということでここに数字でお示ししてあります。それではまず上の町債の状況ということで一番下の合計ということを見ていきたいと思います。1番から8番までいろいろな記載はありますけれども、合計の額で真ん中に平成28年度元利償還額というのがあります。これは平成28年度1年間で借金を返した元金と利子の合計ということになります。元金が530,000千円程、利子が33,000千円程、合計で563,316千円を平成28年度の1年間で返した額になります。その右が重要なのですが、その財源ということで交付税分等、後は特定財源とわずかにありますけれども、そこに分かれてこの交付税分というのが、いわゆる普通交付税で基準財政需要額に算定してもらえて交付されるというものでございます。これは例えば2番の公営住宅建設事業債は0円です。後6番の過疎対策事業債は償還金に対して交付税分で割ってもらえれば分かるのですが、いわゆる7割。その下の7番の臨時財政対策債ですけれどもこれは100%交付税で補填されるということになりますと、交付税で</p>

	<p>措置される分が365,425千円ということになりまして、563,000千円を返す中で365,000千円はその年に交付税で措置されるということになります。これ率でやりますと64%くらいになりますけれども、それだけ交付税措置される。ということは返すお金の内、借金には変わらないのですけれども、返すお金を64%は補填されるもので、純粋な一般財源は右側になりますけれども、194,000千円と3,536千円等々が一般財源で済むということになります。それを今後1年間の関係だけなのですけれども、今借りているこの起債は20年くらいで全部償還が終わります。新たに借りるのは別としまして、今借りているものは約20年間で返すふうになります。今現在一番右側になりますけれども、平成28年度末で現在高借りている額が4,468,054千円。その下にいきますけれども、その4,468,000千円に対してこれは元金でございますけれども、今後20年間でそれに対する利子を計算してみましたらその次、下に書いてありますけれども136,514千円、それが今後20年間返す利子になります。その上の元金と利子を足したものがCになりますけれども、償還完了までの元金と利子の合計4,604,568千円。今度は下になりますけれども、交付税で措置される分ということで概算になってしまいますけれども、この平成28年度の状況の率、先ほど言いました64%をかけますと、4,600,000千円、これから元利返していく中で交付税措置される予定分が2,986,999千円になる、それを引くと税等、特定財源も入っていますけれども、1,617,000千円程が一般財源等々で補填する、そういう計算式になります。これがいわゆる借金の額ですけれども、その下の基金の合計額、一番下の奨学金は定額運用基金ですので除きます。その上の財政調整から土地開発基金までの4つの合計の小計となりますけれども、平成28年度末現在高は3,144,000千円程の貯金がある。(E)と書いてありますけれども、この基金に対して先ほどの町債を引いたものがE-C。これは交付税が措置されない分、今ある分の4,600,000千円分を引くと、1,459,000千円程が借金の方が多いうことに数字的にはなりますし、その下のE-D。これは交付税措置分を引いて純粋に一般財源の補填しなくてはいけない分が1,617,000千円ですので、基金のEからそれを引きますと反対に1,527,000千円程は、今度は基金の方が多くなるという計算になるということで、そういう表でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>少しくどいようですけれども確認させていただきます。町債を償還完了までの元利合計という形でございまして、4,600,000千円ですね。それに現在の基金が3,300,000千円ということで、これを単純に割り出しますと1,459,949千円の赤字ということで理解してよろしいでしょうか。</p>

<p>総務課長</p>	<p>そうですね、(C)の見込みですけれども、これから償還しなくてはいけない全てが4,604,000千円程ある。下の基金は、一番下の奨学金は省きまして、(E)とある4つの基金を足したのが3,144,000千円ということになりますので、4,600,000千円の借金に対して3,140,000千円の貯金があるので、差っ引き1,459,000千円。赤字というよりも町債の方が多いということのご理解で良いと思います。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ということは、町債という形の中に交付金税が加味されているというふうなことでよろしいですね。そうしますといわゆる単純に考えるに、4,600,000千円の町債があつて、償還金、交付金が2,900,000千円、これが64%で大体これくらいの金額になるということでありますので、実際的にこれから償還するという金額が1,527,000千円というそういった数字になるかと思ひまして、これがいわゆる単純に言いますと黒字というふうに理解させていただいてよろしいかと思ひますが、1,500,000千円の数額、いわゆる余っているといひますか、黒字ということでございますと、この使い道というか、黒ですからそれがどのようにこれから考えていったら良いのかというご質問をさせていただきたいと思ひます。</p>
<p>町 長</p>	<p>ご苦勞様でございます。その前に若干触れてありましたので、ラスパイレス指数の關係について若干お答えを先にさせていただきたいというふうに思ひます。ラスパイレス指数というものは町の職員の本俸、給料ですけれども、それを国家公務員と比較する一つの基準値ということでございます。ほとんどの市町村が国家公務員と比較すると低いということになるかと思ひますけれども、その中でも小海町は町村の中ではどちらかという高い水準にあるというふうに思ひています。しかしこれは學歷別、そして経験年数別に5年段階になりまして、大学卒は大学卒、短大卒は短大卒、高校卒は高校卒ということそれぞれ5年刻みで国と町の職員の給料を比較するというそのデータということでございます。これにつきましては当然ただ単に高い、低いということもあるかもしれませんが、少数精鋭、職員数が多いか少ないかでも違ひますし、また一般会計に占める職員の給料の総額、要するに人件費割合、こういったことも加味されなくてはならないでしょうし、またいろいろいなデータというものを基本にしながら比較しているということでございますので、ただ単に高いから小海の職員の給料は高い、こういったことにはならないというふうに判断をしています。そういった中で1,527,000千円程が黒なのか、その黒をどのように使うのかということでございますけれども、基本的には一番最初にお話がございましたけれども、健全財政に努め</p>

	<p>てきたということでございます。平成22年に任期をちょうどいたしましたして、今、平成28年度末の基金の残額と町債の残額、要するに貯金と借金の額をお示ししました。私の就任前の借金というのは5,069,000千円程でございました。また貯金につきましては1,735,000千円程でございました。それを仕事をやりながら簡単に言ってしまうと貯金は1,400,000千円増えた。そして借金は600,000千円減った。こういうことになるわけですが、これは仕事をしなかったということではなくて、いつ、何時、どんな災害が起きるか、何が起きるか分からないという中でまた大きな事業をする時には大きな支出が必要になるということもございまして、それぞれ健全財政に努めてきたということでございます。当然ただ貯金をしておけば良いというものではありません。また議員の皆様方とご相談しながら、こういったことをやろう、あるいは町民がこういったことを求めている、あるいはこういった施設を建設しよう。こういったことにつきましては基本的には補助事業、あるいは有利な起債を起こすわけでございますけれども、その不足分については当然基金を充当するというところでございます。大田団地の造成工事につきましても当然こういった基金を充当させていただいたということでございます。基本的にはこれだけの貯金があればそういった建設事業を始めとする保健であるとか、福祉であるとか、子育てであるとか、そういったことについては教育も含めてですけれども、一般財源で事業を進めていかなければならないものについては十分安心して事業の推進ができる。このように判断をしているところでございます。以上です。</p>
1 番議員	<p>町長ありがとうございました。町民がやはり今のようなご説明をいただければ町の財政の健全化というものに納得していただけるのではないかとというふうに今の段階で分かりました。これも町長2期在任していただきました時に役場の職員他、町長その他いろいろな方々の努力によってこういった健全さが生まれてきたのではないかとというふうに認識する次第でございます。安心いたしまして私の質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で第1番 古谷恒晴議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第2番 渡辺 均 議員</u></p>	
議 長	<p>次に第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。</p>
2 番議員	<p>2番議員の渡辺均でございます。今日は先般5日の町長の今回の選挙不出馬の意見が発表されましたので、急遽質問事項を検討しなおしながらこの場に立っています。従って多少いたらない点があるかと思いますがご了承くださ</p>

い。初めに町長8年間ご苦勞様でした。お話によりますと誠実に公平にお天道様がいつでも見ているという心がけで町政を取り組んでこられたとのことで深く敬意とご賛同を申し上げる次第でございます。話の中で8年前に町づくりで掲げた5つの公約を実現した。それが果たして何だったのか私も調べてみたのですが資料が見当たらず確認できませんでしたが、その多くをほぼ達成できたと述べられました。何がどのように達成できたのか分かりませんが、町の8年間の実態を数値的に確認しますと、お手元の資料町の方で作っていただいた5ページになります。私がこういう視点で見たいという項目について資料を整理させていただきました。この統計数値から見ますと①から④までの人口の動態については非常に厳しい数値が出ていて、これは今に始まったことではなく、6月、9月私が常に過疎と高齢化をどう克服してきたのかということの数値で、それに歯止めがかかっていないという証明でございます。他方で⑤から⑨までにつきましては、私は実際のところもう少し厳しい数字が出てくるのではないかと予想していましたが、意に反してしっかり町税、町を支える自主財源がそれなりに確保できている。あるいはこの8年間で大きな変化がないことが証明されまして、先ほど古谷議員が安心しましたということをおっしゃっていましたが、私も胸を撫でているところでございます。しかしながら問題点としては、①から④までの人口減少を支える手立てとして、これらの商工会加盟者数や農家数や町政を担う方々が横ばいであるということと、どういうふうにつじつまが合うのだろうかということ新たな課題として露呈されているのではないかと考えた次第でございます。これらを踏まえながら町長がおっしゃった住み良い町、住んで良かった町、住みたくなる町、こういうことが実現できているというような退陣のご挨拶でしたが、ではなぜ人口が減ってしまうのか。住み良い町なら住み続ければ良いじゃないか。住んでみたい町だったら人口がもっと増えても良いじゃないか。というようなことも考えながら後程町長にもこの辺の見解を述べていただきたいと思っております。それで通告いたしました案件は以上の点を踏まえながら4つの事業収支についての話に移らせていただきます。

9月の議会でも4つの事業の単年度のランニング収支が極めて大きいということを指摘いたしました。ここではおよそ130,000千円、4つの事業を足すとなりますが、これが毎年の自動的に町税から支払われる支払いになっていってしまうわけございまして、非常に大きな負担になるのではないかと。町長は町民が満足しているからということで事業の継承をおっしゃられました。

	<p>満足されているのならそれはそれで継承していただきたい。しかしながらこれが経年で町の財政を圧迫してくる事態にもなりかねない。については事業継承には支出の削減と収益向上に関わる利用率の向上対策が不可欠だと考えます。残された期間にその手法を見出すことは難しいと思いますが、3月までにできればその手法を検討するための手順、段取りを用意していただきたい。私流の言葉で言わせていただければ事業再生プロジェクト、そういった類のものを4案件について然るべき専門家等を交えて立ち上げて、この収支改善にどういう手立てを講ずるのか。1点は経費の削減。1点は利用率の向上。このことを3年から5年計画でしっかり検討して、強いては来年以降に設置される長期振興計画に反映させていただきたい。その手立てを3月までに町長のやり残した事業、赤字では良くないことは確かなので、それをどう克服するか。その手順、段取りを示す組織、検討会のようなものの立ち上げをぜひ提案させていただきたい。それは8年間のトップとしての責務ではないかと私は考えていますが、いかがでしょうか。前項の不出馬表明に示されました達成できたという案件と含めて町長の見解をお聞かせください。</p>
<p>町長</p>	<p>お答え申し上げます。渡辺議員さんとは短い期間でございましたけれども、町長として、また議員として任期いっぱいまでよろしくお願いをしたいというふうに思います。その中で最後に宿題も頂戴したところでございます。人口の減少問題につきましては、地方創生総合戦略の中でも「まち、ひと、しごと」ということで3050という総合戦略の計画を立てさせていただきました。私も人口増は理想であり、夢であります。しかし昭和45年に過疎町村の指定を受けてから、歴代の理事者、そして議員の皆さん一丸となって過疎脱却ということで今日までいろいろなアイデアを出しながら政策を展開してきたというのも事実でございます。そういった中で人口を減少させないためにはどういうことが必要かということについて、まず町民の皆さんが健康で、いつまでも住み慣れた地域で人生を送る。そしてもう一つは結婚、そして出産、そしてそれが子育てにつながるということで、子育てしやすい町ということで事業を進めてきたつもりでございます。そしてもう一つは今渡辺議員もおっしゃいましたけれども、外から入ってこなければ人口は増えないということでございますので、移住定住の促進ということでそれらにも力を注いできました。もちろん人口を私も当初から人口を増やす、このように申し上げたわけではございません。人口の減少、日本の国が人口減少時代にあるという中で、この地において人口が増えるということについては中々難しいことである。だったらどうするかということは、人口の減少を緩やかにし</p>

ていく、こういった少しでも減少率を抑えていく、こういった政策に力を注いできたということでございます。具体的なことは長々と申しませんけれども、そういった意味である程度減少率が緩やかになってきている。またなおかつこのような大きな減少ではありますけれども、人口問題研究所が発表したものではなくて、それを少しでも数字的なものでクリアできるような努力をし、また今後もそういった努力をしていくべきであるというふうに思っているところでございます。また今、4事業につきまして見解と課題ということでございます。10月11日に行われました女性議会の中でも、後世にまた子どもたちにこういった借金を残すということはいかなるものでしょうかという女性からの視点で一般質問を頂戴いたしました。しかし必要な施設であります。町民のための施設であり、町民が全員とは言いませんけれども、求めている施設であるということ。しかしながら必要であると言ってもそれが赤真っ赤で良いかということそれはとんでもない話であります。渡辺さんと全く同じでございます。その対策として当然経費の節減とあわせて利用者の増というものが端的に数字として表れてくるものだろうというふうに私も全く同じ考え方でございます。そういった中で経費をいかに節減するかということで、例えば美術館につきましては通年営業を、冬期間は閉鎖にさせていただきました。音楽堂につきましても同じでございます。またスケートセンターにつきましては夏場の利用についていろいろな方からご意見を聞きながら何とか夏場もあの施設を上手く利益が生まれるような施設にできないか。あるところにおいてはゴルフの練習場にしているところもありますけれども、そういったことができないかということも研究してまいりました。しかし中々思うような妙案が見つからなかったというのも事実でございます。そういった中で昔に比べれば営業期間、今は100日程ですけれども、早く開始することによって子ども達は喜ぶのですけれども、スタートというのは非常に燃料費もかかり、難しいということで開館、要するにスケート場の開始を若干遅らせてその分凍ってしまえばあまり維持費がかからないということで、後ろへ終わりを持ってきた。こういうことも行いました。しかし松原湖のスケート、こういったものの灯を消すということは私の任期中にはできなかった。また私もするつもりもなかったということですが、やはりこの地域の伝統であり、また子ども達の健全な成長と体力の向上という部分において大きな役割を果たしている。だから町民の皆さんに税金を投下してもぜひともお認めいただきたいということで今日までずっと続けてきたし、私の希望としては今後もずっとスケートの灯は消さないでほしいというふ

	<p>うに思っています。施設はだんだん老朽化していくということは当たり前でございませう。今後大きな修繕、こういったことも懸念されますけれども、また地方交付税等につきましても若干減額になっていくだろう、そういった中で基金もある程度積上げてきた。また何がゆえに行政がそういった赤のものを担っているかということは民間にはできない。そして町民の皆さんが求めている事業だというふうに思っています。そして議会の皆さん、また町民の皆さんにもぜひともご理解いただきながら今後も運営を続けていきたいというのが私の願いでございませう。当然こういったことにつきましては、美術館につきましても美術館の運営協議会、また温泉等につきましても観光交流センターの運営委員会、そういったものがございませうし、また温泉等につきましても年間16万人から17万人という多くの皆さんにご利用いただきながら健康の保持と町の観光の活性化に大きく寄与しているというふうに私は総括してございませう。いろいろな課題につきましてはその都度そういった審議会の中でご議論いただきながら、議会の皆さんのご同意をいただいてやっていくということがベターだろうというふうに思っています。そういった中で今手立て、こういった手立てについて新たな組織、検討委員会を立ち上げてその道筋をつけて町長任期終わったらどうかというご提案をいただきました。どういった方法があるのか、今ここではいやりますというふうにお答えできない部分でございませう。また課長会議等でどういった方法があるか議論し、そして速やかに立ち上げて果たして3カ月足らずで一定の方向性が見いだせるのかどうか。それらも含めて中途半端、無責任のまま終わるというのも私の気持ちとしてはあまりほめたものではないというふうに思っていますので、その辺も少し総合的に判断させていただければというふうに思っていますのでよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>ありがとうございました。4事業について支出の削減と収益の向上に関わる利用率の向上対策、それをどういった方向でやっていくかの方向を示すことではなくて、方向を示すことを検討する会の立ち上げを私は提案してございませうので、そのことを含んでおいていただきたいと思ひます。それでなぜ私がこの事業再生プロジェクトのような、仮称ですけれども、ここで提案したかと言ひますと、今町長おっしゃいました八峰の湯にしても、あるいは美術館にしても、その審議会があつて、その審議会に相応に審議されているということで一部分はカバーできるのではないかとこのご回答があつたというふうに理解してございませう。しかしこの審議会のちょうどもた取り上げてみたいと思ひますけれども、この審議会の在り方が非常に私から見ますと形作りに終始</p>

	<p> して、実質の審議がほとんどなされていない。そのことを踏まえて私は再生プロジェクトの立ち上げというものを検討しているわけでございます。そのことも含んでおいていただきたいと思います。それから4事業の個々についてここでは詳細を述べることは控えますけれども、例えば新海誠監督がそのような成果を上げられることによってこの美術館の収益も大幅にアップしている。施設をいかに利活用するか。いわばソフト事業。このメリハリの利いたソフト事業を展開することによって収客力を高めることができる。できればこの利用率を高めるということは、利活用の方策を検討するという組織でございますので、こういった裏付けがある、今でこそソフト事業に注力して利用率の向上を図り、収益の改善に一矢報いていきたいというのが私の意見でございますので、ぜひそれをご検討いただきたいと思います。 </p> <p> 続きまして小海高校存続の件に入らせていただきます。これは教育長にお尋ねしますけれども、9月議会でこの問題を取り上げまして、6町村に存続に関わる温度差がある。なぜ6町村のことになったかと言うと、6月の議会で、町で進めたらどうかということに対して、関係町村の意向を汲んで進めますという返事があったので、9月でどうなったかと聞いたら温度差がある。この温度差の解消のために9月から12月までの間に町長からどのような指示が出され、教育長はどのような活動を関係市町村に働きかけたのか聞かせていただきたい。あわせてその働きかけに対して関係町村はどのような反応があったのかを聞かせていただきたいと思います。 </p>
<p>教育長</p>	<p> お疲れ様でございます。お答え申し上げます。ただ今渡辺議員さんから9月に引き続きましてご質問いただいたわけでございます。6町村、小海高校の存続に関しましては若干の温度差があるというふうにこの前もお伝えしたわけでございますが、その後10月24日と11月27日の2回、6町村の教育長による教育長部会を開催した中で小海高校存続と支援、それと連携対策について協議させていただいています。この会議の内容につきましては県の再編計画が半年先送りになりましたので若干時間もあるという中で余裕を持った会議となっています。学校側より現在の学校の実情、それと学校の要望等を聞いた中で3つの支援策について協議、検討させていただきました。1つにつきましては通学支援についてでございます。小海駅からの足の確保、バス代の補助ということについて協議させていただいております。2つ目につきましては学習支援です。学習的に幅広い生徒さんが入学している現状のご報告があり、かつコースに分かれ、進学等の方もいるという中におきまして、加配講師をぜひとも配置していただきたいとのことでした。できたら報酬の確保 </p>

	<p>による学習環境の支援充実がこれによって図れば良いのではないかと協議させていただいています。それと3つ目につきましてはこれまでの部活動支援、生徒支援でこれらの拡充を図るというものでございます。部活バス等の購入等、今まで行ってきたわけですが、さらにきめ細かな支援をこれから検討したらどうかという、この3つについて協議をさせていただきました。各町村の地域事情は進学が多様化とか、立地条件も含めまして県外進学、あるいは私立高校に進学するというようなことで、それぞれ小海高校の地域高校としての位置づけが若干違います。そんな中におきまして具体的な検討には入れなかったわけですが、今後とも小海高校を交えた6町村の教育長の意見交換の場を設けて、まずは課題の共有、それと支援の方法、連携強化の対策等について検討することといたしました。あわせてPTAや同窓会の意見も今後は聞いていきたいというふうに考えています。以上でございます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>結論から言いますと温度差が縮小されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。私は今の3つの支援、これは非常に学校の存続如何にかかわらず地域が学校を支援するという点においてなさねばならない課題だと思っております。存続という問題はもう少し大きなテーマをもって取り組むべきではないかというふうに認識していきまして、なぜ大きなテーマであるかと言いますと、例えば昨年の小海高校入学生徒は86名。今年の数値、確かなものはまだ把握していませんが、多分ですけれども80数名だろうというふうに聞いています。2学年続けて募集人員を下回ると、県の規定では募集停止の要件を満たすことになってしまいます。もちろん地域指定特定校という形で存続はそんなに簡単に廃止されるわけではないのですが、逆に今こそ来年の夏ごろまでに答申が出される、半年延びました今教育長おっしゃりますように、延びた原因というのはやはり難しい課題がかかっているわけで、また地域にとっても大きな課題を抱えているのが高校存続ということなので延びているのだと思いますけれども、だからこそ私は今町が大きな旗を掲げて高い志の下で学校の存続を県教委なんかには訴える必要があるのではないかと考えているわけです。例えば皆さんもご承知かと思いますが、11月20日に信濃毎日新聞で佐久市の柳田市長が県立望月高校の存続の請願に行っています。こういった活動が即存続につながるかどうかは定かではありませんが、佐久市も全面的に応援しているというメッセージが中学3年生の父兄なんかに通じることによって、望月高校でもいけるのだよ、そういう安心感を与えることになると思うのです。ところが小海高校は、あるいは小海町はこういった際</p>

	<p>立った活動はできていません。私が中学3年生の子どもを持っていたとしたら、存続が危ぶまれるような高校にできれば行かせたくないというのが親御さんの心情ではないでしょうか。そういった気持ちに対して、町がしっかりやっているから大丈夫だという信用を付与する活動、こういった面での効果も存続運動が果たす大きな役割ではないかと私は思っているわけでございます。私は県や国に陳情するという姿を仕事柄ずっと見てきています。このことのある面で虚しさも感じています。どういうことかということ、やはり頼みに行くというのはどうしても引け目を感じてしまう。頼むのではなくて提案をする。例えば小海高校を残してくれと頼みに行くのではなくて、小海高校は地域のためにこういう役割を果たして、こういう生徒が輩出されることによって地場産業が活性化する。私は高地高冷型の農業、そのコースを先の議会でも提案いたしました。これをやりたいから小海高校を残すというよりは、新たに作り変えてほしいという提案が必要だと考えているわけでございます。このシナリオを早急に作って県教委に提案する。こういう新しい陳情形態というのでしょうか。これは陳情と私は呼びたくないのですけれども、こういうことで県教委にも、知事に対して県教委が、小海高校はかくかくしかじかだからこれは積極的に応援しようじゃないかという機運を作り出していくような提案型の存続活動を進めたいと思っておりますが教育長いかがでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>お答え申し上げます。ただ今存続の危機に立っている望月高校の話がございました。いずれにしろ3年間の内に選択肢として廃校、あるいは統合、それと特定校も含めまして選択肢があるということでございます。3年間は継続だとはいえ非常に厳しい進学の状況に置かれているということでございます。では小海高校が同じような状況かというふうに考えると、土屋校長先生のお話を返しますと、まだそういった状況ではいく今は教育の質を維持しながら南佐久の教育を守っていく責務がある。そういった中で今学校を磨くこと、学校の土台をしっかり築くことでこれからの将来の構想を立てていきたいというふうに考えているようでございます。そういった高校側のお考えもでございます。それと町だけでこの問題について対県とのお話をしていく、あるいは要望をしていくということに関しましてはまだ時期が早いではないかというふうに思っています。いずれにしろ6か町村で進めている問題でございます。先ほど渡辺議員さんからも若干温度差が縮まったのではないかというお話がございましたが、依然この温度差につきましてはあるというふうに認識しています。ただ一歩前の同じ土俵の上に上がったということだけで</p>

	<p>ございまして、これについては未だいろいろな意見があります。そういったことで今後もう一度まとめるという作業、意見集約の作業が必要だろうと思っています。そういった中において学校ビジョンであるとか、地域ビジョンを、県の総合計画とすり合わせをしていくことが必要ではないかと思っています。ですから若干時間をいただいた中で地域の皆さんと共に高校の存続について、あるいは高校の未来について考えていくというようにしたいと思っています。</p>
2番議員	<p>6月の議会の後、土屋校長先生をお呼びして勉強会を開きましたけれども、土屋校長先生は120名を普通クラスで継承していくと言いましたけれども、その考え方はもう物理的に数の状態から成り立たなくなっているということは自明のことです。今年120名行く可能性は非常に低いということ踏まえながら今6か町村の意見集約をして多少時間ができたので。多少でも半年後には答申が出るわけです。出てどうなるか、地域特定校になる可能性を私も信じていますけれども、その時には単なる存続ではなくて、新しい小海高校のレゾナートルというか存在理由ですね。存在理念。これを掲げ直す活動をぜひ進めていただきたいということでこの質問を閉じさせていただきます。</p>
議長	<p>渡辺均議員に申し上げます。次に移るわけですね。時間の関係上ここで2時10分まで休憩しますので、また改めてよろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時56分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。これより2番 渡辺均議員を続けます。渡辺均君。</p>
2番議員	<p>渡辺でございます。引き続き質問を続けさせていただきます。</p> <p>通告の4番目、観光交流拠点センターの件で伺わせていただきます。この件につきましては5日の町長の挨拶の中でも全協で詳しく述べると申されていまして、私は質問を繰り返すことなく、私の疑問で感じたことを問題提起という形で、ここで述べさせていただいて以降に進めさせていただければと思っています。問題提起その1として、実は私は商工観光審議会の会長として指定管理者の募集要項を審査し、承認していること、その署名をしています。その署名は全面承認ではないかという当然責があるわけですがけれども、しかしながら事後にその責を全うするために精査いたしましたらいくつか疑問が出てきたのでそれをあえて承認以降でございしますが述べさせていただく段取りになった次第でございます。1点目は観光交流拠点センターの前身である旧林業センターの収支報告、これに目を通しましたけれども、こ</p>

の売上計画、売上数値に大きな疑問が生じました。平成27年度と平成28年度の観光入込客、利用者数と売上額が示されているのですけれども、それを割り算して客単価を出すと平成27年度と平成28年度が全く同じ数字になっているわけです。1,498円という数字。これはあり得ないとは言えないけれども、非常に想定しにくい数字でございまして、これは申告数字がどこか違うのではないかというふうに疑問を感じた次第でございまして。その疑問を元に実は新たな観光交流拠点センターの収支計画が町の案として出されていまして、元々の数字が、疑義があればおのずからその上から立脚した経営計画の売上目標というものにも疑義が生じる。あるいは信憑性に疑問を抱かざるを得ない。これが2番目でございまして。さらにこの疑義が確かであればその原因を明らかにする必要があり、それは旧林業センターの経営を委託している開発公社が果たして委託者を適正に管理しているのかどうか。売上報告を鵜呑みに、丸呑みしているのではないかと。ある面で開発公社のチェックの在り方の問題に波及していくわけでございまして。この開発公社の収支というのが当然町全体に関わる、あるいは公社に関わる収支にも影響を与えるものでございまして、強いては金額の多少はともかく、全体的にその収支の在り方についての信憑性が問われてくるというふうになるわけです。以上を包括してみますと、実は商工観光審議会に審問された案で、指定管理者はその条例に従って事業結果を1カ月以内に報告する義務が課せられています。しかしその報告の内容について精査する、検討するという条項がはっきり明記されていなくて、性善説であればそれはそれで良いのですけれども、いわば厳密に管理する。町の財産を適正に使う条例であるという文言はあるのですけれども、実態的にそれを担保する仕組みができていない。これでは形は作っても中身はザルになってしまうのではないかという感じが否めなかったわけでございます。この件について検討は先ほど申しましたように全協の方で詳しく町長が説明するということですので掘り下げることはここでは控えさせていただきます。それからもう1点、センターの運営計画については、西の観光交流拠点とあるが、町全体の観光事業をどのように展開するのか今一つ中身が見えていない。町は長期振興計画の中で描いている。あるいはふるさと創生で描いているとありますが、どこでどうつながっているのか見えてこない。具体的に考えるならば、この西の観光交流拠点施設の役割というのは、どうしたら佐久方面に流れている観光客を小海方面に引き寄せることができるのか。その手立てを具体的に示してその実効性を担保する運営計画というものが指定管理者に課せられなければいけないはずなのです。その実

	<p>効を担保する計画の中身がはっきりしてないがゆえに指定管理者の要件があいまいになる。このことを私は審議会の会長としてわかってはいたのですが、実は議事全体の流れの中で承認させました。会長として不適格だったかもしれないかもしれませんが、過ちで改めざる是を過ちという、という言葉がありますがお詫びを申し上げながら、できれば町のためですので再度しっかり審議をしていただきたいというふうに思っています。以上を総括して町長、あるいは産業建設課長、包括的なレベルで結構でございますので私の考え方についてのコメントをいただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>商工観光業振興審議会の会長として渡辺さんに会長さんになっていただきましてご議論いただきました。先ほどの人数と報告されました事業の収支ということですがけれども、開発公社から収支、売上についてデータをいただきました。その中で来場者数ということで、これは来場者数につきましてはあくまでも推計ということで、先ほど客単価1,400円くらいと申しましたけれども、こちら人数を推計するにあたりまして、収入の売上額から1,500円を、客あたり1人の単価ということで割り出して、あくまでも人数は推定という数字になっていますので、その辺のところご理解をお願いしたいと思います。指定管理に会長さんとして上手くまとまらなかったと言いましょか、そのようなお話もありましたけれども、私事務方としましては、ご議論いただいた中でスケジュール等も組みまして、募集要項、それから事業の仕様書に基づきまして粛々と進めているという段階でございますのであわせてよろしく願いいたします。私からは以上です。</p>
<p>町長</p>	<p>私の方からお答えいたします。審議会の会長としてまとめていただきまして本当にありがとうございました。その点についてまだ疑問点があるという今ご指摘を頂戴いたしました。当然今ご指摘いただきましたように指定管理をし、そしてその結果については事業が完了した時に町長に報告する。これは指定管理を受ける時の義務であり、当然それについて行っていただいたということでございます。しかし検査等いろいろな面で条例にありながら実際にはそれが作動していないのではないかと、要するに簡単に言ってしまえば出てきたものをただ単に鵜呑みにし、そしていろいろな点から精査し、あるいは聞いて確認をとってからきちんとした事業であったということを確認すべきではないですかというご指摘をいただきました。今回先に指定管理の要項等についてお認めをいただきました。それによって今課長からもお話がありましたように、公募について募集をかけています。1件だけ現時点においては問い合わせがあるというふうに担当から報告を受けています。当然それに</p>

	<p>つきましてこれから審議をしていく。副町長をトップにヒアリングをして、その応募された事業者、あるいは法人、どういうふうになるか分かりませんが、その皆さんと運営方法等についてしっかりお聞きして、また私どもからこういう形で運営をしていただきたい。こういったことをこの前の募集要項に基づいて、仕様書に基づいてそれぞれ細部についてお聞きし、そして最終的には1社に絞り、そして議会の皆さんのご同意をいただいて指定管理者が決定していくということでございます。今ご指摘を受けて、決める段階までにもし再度当審議会を開催し、議論をしていただくような場面が発生した場合については、また会長さんに骨折りをいただいております。お願いをすることがあるかもしれませんが、現時点においては、もし1,498円とおっしゃいましたか、そういった数字的なものが中々そのまま鵜呑みにはできないということでございますので、その辺も私どもとしてもう一度精査をする必要はあると思いますけれども、今後の新たにスタートする観光交流拠点センターにおきましては、ご決定をいただきました要項、そしてまた仕様書、そういったものに基づいて既に募集をかけているということですので、その点については全員協議会でこういう仕様書で、こういう形で今募集をかけていますというご説明を申し上げ、またその中で疑問点等がございましたらお話を頂戴できればありがたいというふうに考えているところでございます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>先ほどの産業建設課長さんの話で、推定値であるということ、この点はまた全協の方でもしっかり確認をとっていきたいと思います。あわせて私が諮問を先行させた背景には、4月竣工で5月、あるいは4月末に開業というタイムリミットで、連休をやはりビジネスのメイン期間として考えた時には、連休は避けられないということで、とにかく指定管理者の確保というのは開店休業に陥らせないための最大の課題であるということ、議事進行させていただきました。それで今町長から審議会の再開というようなことも言われましたけれども、とてもその時間的な余裕はないと思います。そもそも論として言えば、このような手順、段取りで審議会が開催され、諮問案が出されてバタバタと大きな事業が進められていくということ自体に問題があるのだということを指摘して最後の質問に移らせていただきます。ではボランティアの質問に移らせていただきます。住み良い町、住んで良かった町、住みたくなる町、これはどなたもが否定しえないテーマです。どういう町なのかと考えた時の一つの考え方として、それはボランティアが自在に活発に活動する町であるというふうに表現することができるのではないかと。ボランティア活動が活発な町は住み良い町で、住んでみたい町とも言えます。その理由</p>

として、実はボランティアというのは社会の潤滑油という私は認識を持っています。生活を支える大きな歯車は行政サービスで、教育や医療や福祉や介護、あるいは生活環境の美化、自然保護、そういったサービスも町、行政の管轄のサービスとして大きな歯車になっています。ただこの大きな歯車が円滑にかみ合わさって稼働するには潤滑油がどうしても必要になる。この大きな歯車は時に隙間を生じることがあります。工作物なんかで遊びという概念がありますが、多少遊びがないとハンドルであるとか歯車が円滑に回らない。この多少の遊び、こういったものに上手く入ってくるものが潤滑油。生活する、楽しくするのもボランティア。楽しく生活する、楽しく暮らすためには一つは人の役に立つことをする。社会の役に立っているのだということがその方の生き甲斐のようなものを高めてくれる。こういった面からボランティアの活動というのは、単に困った人がいるから助けてやるという以上のものを今持ちつつあります。こういったボランティア活動をしっかり受け止めて、行政でもなく社会福祉協議会でもなく、いわゆる正規の組織ではないところで埋め合わせていく。これ自体をまた正規の組織に作り替えていくということが実はボランティアの新しい社会づくりのポイントになっています。この活動を可能な限り自主自立的な精神力を生み出しながら、より多くのボランティアを育成していく。育成すると同時にボランティア間の連携を高めていく。そのために社会福祉協議会の一部にボランティア連絡協議会、我々はボラ連と呼んでいますけれども、ボラ連を立ち上げています。それは町でも認めていらっしゃる組織でございます。そのボラ連が縦横な活動をするために塀や壁を作っているものが、実は個々のボランティアの所管が町の所管であったり、社協の所管であったり、あるいは全く自主自立的の所管。そうすると所管ではなくなりますけれども、自主自立的に行われているラウンドがあって、そういうのが一つのテーブルに乗せる。その手立てが必要で、ボランティア間の連携をどうやって高めたら良いのか。このことを今ボラ連では苦心しています。そのためにボラ連が、できれば情報の共有化とか発信力の向上とか活動の共同化、一緒にやりましょうということですね。それから研修会への参加。これはボランティアも質の向上というものが求められています。こういったことを行う必要があり、ボラ連の役割は高まっています。高まると同時にボラ連の活動を円滑にするための潤滑油として、ボラ連自体への活動資金というのも求められています。3月に向けてこのボランティア連絡協議会のような任意で手当ては一切出していません。活動資金として足代、あるいは研修会費、ほとんどのボランティアが自前でやっています。自

	<p>前でやっていることの意味もありますが、自前でやるだけでの限界もあります。こういったものを町として支援していただきたいということでございます。しかしながら支援をしてもボランティアのボランティアたる由縁は脱行政化であります。行政主導ではなくて、主導権はあくまでもボランティア個々に任せながら、そのバックアップを図る。言ってしまうと資金のようなものをぜひ用立てていただきたい。ボランティアの育成について数名のボランティアに意見を聞きましたらもう1点追加してほしい。それはどういうことかという、今後要介護1、2の方々へのサービスが高まるであろう、質的にも量的にも高まるであろう。他方でそれらの人たちのサービスを賄う人材が不足している。要は需要と供給のバランスをとるために介護を受ける人も提供する人も、いわばボランティア的に支えあう関係、地域社会を作るといふ大きなテーマが必要である。それによって要介護1、2、あるいは包括支援でなしえない範囲、社会福祉協議会でカバーしきれない範囲、そういったものをカバーしていくボランティアがいることによって非常に暮らしやすい町ができる。そうすれば住み良い町、住んで良かった町、こういう町に住みたいねという人が増えるだろうという意見が出されました。今のボランティア活動について担当課長なり教育長なり、あるいは包括的に町長なりにご意見を伺わせていただきたいと思っております。</p>
<p>やすらぎ園 所 長</p>	<p>大変ご苦勞様でございます。やすらぎ園所長、それから社会福祉協議会の事務局長も兼ねていますので答弁させていただきたいと思っております。渡辺議員さんの言う通り、ボランティアは地域や社会に新たな課題や気づきにくいニーズの対応や支援活動に率先して取り組んでいただいております。大変感謝しているところでございます。またそれと同時に他者のための活動にとどまるためではなく、自ら地域社会を作り、つながる活動や活動を通して自身の生き甲斐や学びや成長が得られると考えています。社会福祉協議会では渡辺議員さんの言う通りボランティア連絡協議会を組織して、約18のボランティア組織があるわけですが、全町的に見ますといろいろな教育関係とか教育文化、環境、地域の安全、町づくり等多彩なボランティアグループがありまして、町の行政の制度が担えない部分に対して役割を担っていただいておりますので大変感謝しているところでございます。しかし現状といたしましては、いろいろなボランティア全体の連携とかそういうのは渡辺議員さんが言う通りまだ十分っていない場合もありますし、先ほど介護の現場で介護職員の人手不足とかそういうのも懸念されていますけれども、社会福祉協議会のみならずいろいろな業種でもそれは実感しているのが現実でございます。また</p>

	<p>ボランティア活動でも実際私が感じるところでございますけれども、ボランティア活動の担い手の人材不足、高齢化等の課題があります。いろいろな問題があります。また私の意見とか皆様の想いもあると思いますけれども、ボランティアの活動は自発性とともは無償性、お金を貰わないでやるというのが一般のイメージでございました。私の前ですけれども、ボラ連に入っているつながり隊というのができまして、それは有償ボランティアでございまして、その時も論議がありましたけれども、これからは有償等のボランティア等も非常に重要になってくるのではないかと考えています。社会福祉協議会の立場といたしましては、これはまだ私個人の意見ですけれども、いろいろなボランティアも人材不足とかいろいろありまして、多様性が出てきていますので、有償も含め制度的にどういう設計をして、予算付けをしていいかまだ非常に困難な状態だと思いますけれども、予算付けをどの様に、A、B、Cのボランティアに対してどういう制度設計で予算付けをしていくか、非常にボランティアの点数をつけるというのは失礼ですけれども、非常に制度設計については難しい問題もあるかと思っておりますけれども、いろいろなボランティア活動を見ていると、予算が必要なところもありますし、予算はいらぬというところも実際問題ありますので、事務局長の立場で少し研究してはおりますけれども、またボラ連及び私の一存では決められませんので、社協の会長とか理事会、評議員会等と話し合っただけからボランティア活動を良い方向に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答え申し上げます。今やすらぎ園の所長、社会福祉協議会の事務局長よりお話がありました。ボランティアの原点というのは昔のご近所さん、そしてまた共助、こういったお互いが助け合うところからスタートし、今はボランティアというふうに言われているのではないかとこのように思っています。今もお話がありましたけれども、やはり自主性、社会性、無償性、こういったことがあげられるわけですけれども、実費とか交通費、こういったものをお支払する、こういった有償ボランティアというものもこれからは出てくる可能性がございます。渡辺議員さんにつきましても社会福祉協議会の中のボランティア連絡協議会の中にお入りいただいて、実際に第一線でボランティアの活動を頂戴しているのも本当に感謝に堪えないところでございます。町でもあらゆる分野で、福祉部門でしたら配食サービスですとか、あるいは傾聴ボランティア、あるいは子どもの支援でしたら、朝寒い中子育てサポート小海ということで小海っ子の見守り隊、あるいは学習ボランティア等でご活</p>

	<p>躍されている皆さんもたくさんいます。また環境の保全、あるいは自然保護の活動、伝統文化の継承。私どもの川平の獅子舞であるとか、親沢の三番叟、こういったものもボランティアの一つではないかというふうに思っています。また大きな意味で言えば消防団もそうでしょうし、社協日赤奉仕団、こういった皆さんについてもある面においては同じことが言えるのではないかというふうにも思っています。そしていつも災害が起きた時に災害現場に駆けつけていただいて、汗を流しながら一生懸命災害の復旧に携わっている皆さん。こういった皆さんを見た時にボランティアの大切さとあわせて頭の下がる思いがいたします。実はつい先日までございますけれども、小海小学校トンネルの手前で毎朝寒い中子どもたちの安心安全を見守っている皆様方に側面から応援したいということで防寒着を送っていただきました。送ってくれたのは昭和53年、54年に生まれた皆さんで無尽をやっている。その積立金の一部をそういった形で、私どもはできないけれども、頑張っているボランティアの皆さんを応援したいということで伝達いたしました。私は仕事の都合で行けなかったのですけれども、副町長にも立ち会っていただいたところでございます。あらゆる分野においてボランティアというものがあるわけですけれども、それを今、渡辺議員さんおっしゃったように一つにまとめていく、こういったことは非常に難しいことであるというふうには思っていますけれども、長期振興計画の中では300千円という金額で計上してございます。どのようにしたら良いのかということについては社会福祉協議会を中心にしているいろいろな皆さんにお寄りいただいて、率直な意見交換をすることから始めるのがベターではないかというふうに思います。誰がどのようにどうするかということの中々具体的に議論するよりは、その辺で音頭を取りながらボランティアで頑張っている皆さんの声を聞くことから始めるべきではないか。このように思っているところでございます。以上です。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>ありがとうございました。概ねイメージしている方向性に沿うようなご答弁をいただいたというふうに理解しています。私も社会福祉協議会の理事としても制度設定にぜひ汗を流していきたい。それからまたボランティア連絡協議会の方でもしっかりと成果が上がるような取り組みを関係ボランティア団体をお願いして、住み良い、住んで良かった、住みたくなる町づくりに貢献していきたいと思っています。以上で私項目いくつかあげましたけれども、私の質問を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで渡辺議員に一言申し上げます。質問は提出した通告順に行っていた</p>

	<p>きますようよろしく申し上げます。</p> <p>3時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時46分)</p>
<h2><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></h2>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に第9番 的埜美香子君の質問を許します。的埜美香子君。</p>
9 番議員	<p>第9番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問いたしますが、1つ目の質問では2期8年の総括はというふうに質問事項で書かせていただきましたが、まだ任期は3カ月ありますので総括には少し早いかなということで、総仕上げということでお願いいたします。さて新井町長、今議会初日、招集挨拶の中で今期引退を表明されました。8年前、あるいは4年前にかかげた5つのキーワードを元に公約実現とその時々諸課題に全身全霊を注ぎ、町民の求める事業を行ってきた。自分自身ではよく頑張ったと評価されました。1期目は町民の皆さんとともに優しく、温かい町政、活力ある町を作りますということで5つの政策。福祉、医療、子育て支援と教育、住環境、産業が根付く町づくり、情報公開と町民総参加の町づくり。そして2期目では小海町に一生懸命心が通う町。町民が輝く町を目指して1期目で進めた町づくりにさらに磨きをかけたい、命を守りたい、赤ちゃんからお年寄りまでということで5つの政策。定住促進、少子化対策、産業経済対策、防災、安心安全の暮らし、医療、介護、福祉の温かい町づくり。町民が主人公の町づくりといったことにかかげ、職員の皆さんや各分野の皆さんと知恵を出し合い、いろいろな事業を進めてこられたと思います。私たち議員もその都度議論を重ね、また政策提案もさせていただきました。特に子育て支援では他の地域に先駆けて医療費の無料化や通学費補助、保育料の見直し、入学準備クーポン事業等々、積極的に進めていただいたと思います。また福祉政策、暮らしの応援、地域での仕事づくりという意味でも、タクシー利用助成制度や住宅リフォーム助成事業、町民生活応援事業等、先進的に進めた事業ではないかなと思います。中でも私個人的には交通弱者対策ということで、何度も町長とも議論し、職員とも研究を重ね制度化しましたタクシー利用助成制度は毎年手を加えながら今にいたっており、先般視察で訪問しました京丹後市の方でも逆にうらやましいと言われました。交通体系の充実という意味ではこの事業だけでは不十分というところもまだあると思いますが、新井町長の下での大きな事業の一つとなったのではないのでしょうか。評価しているところで</p>

	<p>す。今回もしかしたら新井町長への一般質問はこれで私最後となるかもしれませんが、今回ももっとああしてほしかった、こうしてほしかったとか不安に思ったことはあえて言いませんが、残された任期の中でまだやっていただきたいこととといいますか、やれるのではないのでしょうかということで質問させていただきます。今回補正予算の方であがってこなかったわけで質問させていただきますのですが、過去に何回か実施されました冬場の燃料の補助事業。昨年も今年の当初予算の時にも確かお願いしたわけですが、原油価格の動向を見てということでした。今回灯油価格の一覧表も出していただきましたので、課長の方から資料の説明をしていただきながら町長にぜひ前向きなご答弁をいただければと思いますがいかがでしょうか。お願いします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れ様でございます。それでは資料の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。この表ですけれども、下に記してありますように石油情報センターが都道府県単位で週ごとに調査しまして、公表しているものになっています。今回は各年度、11月最終週の配達灯油の価格を表示してございます。それから一番右の列では灯油の補助、もしくは生活応援券の交付事業ということで実施した年度を表示してございます。特に単価がいくらになったからということでこの事業を実施しようという規定はないわけではございますけれども、その時の情勢というものを総合的に判断させていただいてこれまで4回やってきたわけでございます。平成19年、平成20年という年につきましては、平成16年以降からの数字がありますけれども、やはりぐーっと上がっているという状況があったこと。それから平成25年、平成26年という年につきましては年間を通じて極めて高い値段で推移していたこと等によるものでございます。私からは以上です。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答え申し上げます。的埜議員さんとは8年間いろいろお世話になりました。ありがとうございました。私の気持ちというのは今定例会の冒頭で申し上げた通りでございます。新しく意欲のある人にバトンタッチをして、そして新しいカーテンが開いて、新しい光が入り、そしてまた新しい窓が開いて新しい風が吹き込む。そして継続すべきものは継続していただきながら新たな視点で新しい町づくりに挑戦していただく。これが町の活性化、また町の将来に向けて良いだろうということで、今期で引退の決意をさせていただいたところでございます。また3月にはさわやかな気持ちでこの議場でご挨拶を申し上げたい、このように思っているところでございます。さて、今町長最後のお願いだということで質問を頂戴いたしました。課長から説明があった通りでございます。ここに14年間の経過があるわけですが、平成19年と</p>

	<p>平成20年は簡単に言ってしまうと全国的にこういった対応があったというふうに私自身記憶しています。そして平成25年、平成26年については100円を超えたということ。今課長が言ったけれども、いくらになったからどうこうする、こういう一つの目安は実際にはないわけですが、ただ一つ言えることは1年で20円以上値上がりしたということ。もう一つは今なお値上げの状況下にある。これらを総合的に鑑みた時に非課税世帯、要するに所得の低い皆さんと子育て世帯への応援という意味で実施しても良いのではないだろうかというふうに私自身は思っています。今までやってきたのは1世帯5千円。そしてPネット券でお願いします。灯油に限らず応援ですので何に使っても良いということですが、大体1,000世帯、金額にして5,000千円程度になるのではないかと予想されます。そういった中で当然予算がなければ支出はできないということでございます。議会運営委員会の開催もお願いしなくてはならない。そういったこともございます。要綱も新しい議員の皆さんは初めてのことでご理解いただいていない。そういった意味で月曜日の全員協議会にご提案を申し上げて、そして私の意向をそこでお伝えし、そして議会側をお願いしてまいりたい、このように思っています。実施するについて私自身一気にこれだけ1年間で上がったということ、まだ引き続き値上げの傾向にあるということでございますので、ご賛同が頂戴できるのではないかとこのように思っていますけれども、これは月曜日の日にまた私からご提案させていただき、そしてご同意いただけるならば議会運営委員会の中で最終日に追加の補正予算等がもしできれば速やかな実行ができるのではないかと考えているところでございます。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>前向きなご答弁ありがとうございます。また応援クーポン券ということで実施する方向でいただけたということで大変助かるのではないかと思います。今年はいつにもなく寒さの訪れが早いように感じます。また町長が今お答えなったように値上がりの傾向もずっと続いているということで、ぜひ月曜日に出していただきたいと思います。良い置き土産になるのではないかと思いますのでぜひよろしく申し上げます。</p> <p>2つ目の質問に移ります。第7期の介護保険事業計画については、第6期も最終年度ということで現在第7期の作成を進めているところですが、来年1月、2月の介護保険懇話会で詰めて3月には条例改正が議会で示されるということで、新井町政の中で仕上げる。これもまた一つの事業ですのでより良い計画になるように改めて制度の問題点と課題の認識が一致できればと思います。さて1997年の介護保険法成立から20年が経ちました。元々介護保険制度</p>

	<p>は介護が必要になれば誰でも介護を受けられる、家族介護から介護の社会化を進めるとして鳴り物入りでスタートしました。しかし国庫負担が4分の1と少ないこと等、国の責任が明確ではなく、介護保険制度といいながら低所得者が利用できない恐れがあり、保険あって介護なしの根本的欠陥をもって始められました。それが2005年には在宅との公平を理由に施設入所者に対し居住費や食費の負担を持ち込み、軽度者への予防を重視し、施設に入らなくても良いようにするというものでした。高齢者に対し予防を重視して、要支援を作らないように。要支援の人も予防を重視し重度化せず要介護にならないようにするというのが強調されました。しかし2014年の改正で要支援を切り捨て、特養の入居についても要介護1、2の人を原則的に排除しました。要支援1、2の訪問、通所介護に対する保険給付が外され、市町村が行う地域支援事業に移行されました。一定以上の低所得者には2割負担とされました。そして2017年の改正では現役並所得者3割負担の導入、介護納付金への総報酬制の導入、自立支援や重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療、介護の連携推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が行われました。この間国は介護を必要とする人全ての人に必要十分な介護を提供するという本来求められるものと全くかけ離れたシステムを構築してきていると思おうわけですが、この間の3年ごとの介護事業の見直しで感じていることと、努力してきたこと、また第7期計画に向けての課題をどのように考えているかお答えください。</p>
<p>町民課長</p>	<p>私の方から答えさせていただきます。的埜議員おっしゃるように平成12年介護保険が始まりまして、それ以降計画のたびにいろいろ改正され、使いづらくなるようにとられるような改正も多々あったことは承知してございます。最近では第6期計画最終年度、今年平成29年度ですけれども、議員さんおっしゃられた通りに要支援1、2という方の訪問介護、通所介護がこれまでは2款の保険給付費というところでした。しかし必要額を示されていたところでも、それが3款の地域支援事業費というところへ移りまして、町村の裁量に移されたわけですけれども、そこにはやはり予算の壁というものを想定したのではないかと考えられます。それに対しまして町では介護保険懇話会で協議いただいた中で、この地域支援事業に移行するものにつきましては、これまでそういった同じサービスを利用する際に利用者の方は通常500円という負担金を支払っていました。事業を行っている方には3千円の報酬がいていたという中で、その中間的要素、利用者の方の負担金も下げ、それから事業者の方の収入も増えるようにということで町は3,700円という</p>

	<p>単価設定をさせていただきました。これによりまして利用者の方の負担は500円から370円に減り、また事業者の方には3千円から3,700円に収入が増えたということ。これでこれまで受けていたサービスが継続して受けられるような状況を作りました。結果、今年度は件数や金額も前年度を上回る見込みということになっています。それから来年からの第7期計画に関しまして、若干議員さんの方からこういったことが予想されるという中でありました。その中で保険者である小海町というものが一番危惧しているのが、保険者機能の強化等で自立支援、重度化防止に向けた取り組みを推進しなさいということでございます。今のところ私どもがこのことをどういうふうにとらえているかということ、要は認定率を低下させなさい。さらには保険料の上昇を抑制するためにサービスをそれなりに提供できないような仕組みにしなさいというふうにとれてならないわけでございます。ただ議員さんおっしゃられたようにこの介護保険というものは、保険料を払う中で利用されたい方が月に限度額というものがございすけれども、その範囲内で受けたいサービスが受けられるというのが一番の根本であるものだと思っています。ですから今言いましたような第7期の計画策定にあたっての国からの方針等も懇話会の方で十分議論、協議させていただく中で、第7期の計画というものはやはりあってしかるべきであるというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ありがとうございます。この間その新総合事業に移行の期間ということで、町では地域支援事業の充実、今中島課長もおっしゃいましたが、町で今行っているサービスの低下にならないようにということで、経済的な部分も含めて努力していくということで事業を進めてきたと思います。国の責任を市町村に押し付けてくるやり方にはやはりしっかりと国に声を上げるべきだと思います。そして今課長言われましたように一番の自立支援の問題ですね。全国では国が進める先行事例としてサービスを切り捨てられ、今の状態が悪化するということも起きてきているわけです。サービスを利用できない状態にだけはならないようにぜひ7期の中で計画を進めていただきたいと思います。それから報酬カットで事業所の経営が大変になってきている。今も話がありましたけれど、そういった問題も懇話会の中でも出されていきました。必要な介護の保証がかかっているの、各事業所の実態をしっかりとつかんでいただくことをこれからもお願いしたいと思います。そしてもう一つ介護職員の待遇改善です。そういうことがどうしても必要だと思います。全国的にも介護労働者の離職や担い手不足、先ほどやすらぎ園所長の方からも話があり</p>

	<p>ました。担い手不足、今後の未来に関わる介護事業の存続がかかった緊急かつ重大問題になっています。そこには低賃金や過酷な労働実態があります。皆さん元気に働いているように見えますが、身体的にも精神的にも負担がとても大きいみたいで、腰痛や頭痛が慢性的になっている。私の周りにもそのような人が多いです。そしてより良い条件で働けるところを、特に臨時職員の皆さんですね。常に考えています。そういった意味で実態はどうでしょうか。つかめているでしょうかということをお答えいただきたいと思います。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。第7期の介護保険計画策定にあたりまして、担当の方で町内各事業所にヒアリングというものを行ったところでございます。その項目の中に人が足りていますか、というようなこともあった中では、町内事業所では切迫した人員の不足というものは生じていないような理解でございます。ただ今後団塊の世代の方がだんだん増えていくだらう要介護の人数を考えますと、現状の人員というものではやはり不安があるというふうに考えていますし、そういった面では処遇改善という言葉も出てきましたが、多分来年度からの報酬改定というものが今出ていない状態で、年明け頃から介護報酬の改定案も示されてくるとは思いますけれども、国の方でも処遇改善をしなければいけないというのも承知しているところですので、そういった意味で報酬改定がなされ、中々上手くは行かないのですけれども、介護現場での勤めやすい良い環境づくりを国もするし、当然町側もできる限りのことはするという方向で現在思っているところでございます。</p>
9番議員	<p>ただ今課長のお答えでは事業所に対するヒアリングという形で行ったところ、人員の不足は今のところ生じていないという状況だというお話でした。その事業所に対するヒアリングももちろん必要だと思いますが、それとは別に一度介護労働者に対して働く上での悩みや不安、不満等の意識調査をしてみた方が良いのではないのでしょうか。もちろん改善を目的ということを前提ですがお願いしたいと思います。皆さん介護に働くことに誇りをもっていらっしゃるし、できるだけ長くいつもお世話をしておられるお年寄りの方と関わりたいと思っています。気持ちよく働ける環境を作ることは利用者の皆さんにとっても気持ちよく介護してもらえることにもつながると思います。介護の担い手の問題も7期の計画に反映できれば良いかなというふうに思います。最後に高すぎる介護保険料はということであえて高すぎるというふうに書きました。先日の懇話会で現段階での推計で月額保険料は5,606円。第6期に比べて12.4%増という数字が示されました。懇話会の中でも滞納の問題も推計からの話ですが少し話題になりました。特別徴収での収納率は</p>

	<p>100%で、未納があるのは普通徴収ということで、元々年金から差っ引くという仕組みになっているので当たり前のことですが、こんなに上がれば払えない人も増えるのではないのでしょうか。国がこれだけ役割を放棄していることは問題なわけですが、町独自の軽減策がどうしてもいると思いますが、保険料についての考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>今度は第7期ということでございます。これまで先ほど課長が言いましたように改善されてまいりました。良い方向へ改善されたもの、被保険者、あるいは利用者にご負担を強いるような改善もございました。しかしこれまでは少なくともサービスが低下しないように。こういったことについてはずっと行政として、町として心がけてきたつもりでございます。そして今おっしゃったように第7期の保険料、この前の介護保険懇話会の中で5,606円。6期に比べまして12.4%の引き上げになる。これはあくまでも予測の段階の数値でございます。これから美ノ輪荘、今度はこうみの里となりますけれども、そういった施設が充実する、そういったところにまた新たな利用者が生まれる、これら加味しながら第一段階としてこのような数値を示させていただいたということでございます。またこれから最終までには2度の介護保険懇話会を予定させていただいています。的埜議員さん会長でございますので、次回にはまたより精査されたものを懇話会の方にお示しし、実際にどのくらいになるのかということについてもご説明させていただきたいというふうに思っています。今の段階において、では12.4%上がったからそれを町で云々、こういったことは申し上げられませんけれども、ある程度第6期の基金の繰越金、こういったものも総合的に判断しながら再精査し、そして数値的なものをお示しする。それが大きな負担、大きな伸びになる時に改めてまたご協議を頂戴できればというふうに思います。いずれにいたしましても、私の任期中に後2回開催されるということですので、その辺につきましては介護保険懇話会の中で十分ご議論お願いしたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。</p>
9番議員	<p>介護保険制度が始まって20年。第1期の保険料は2,306円でしたので、倍以上の2.4倍の額になっているわけです。定額の年金から介護保険料を天引きし、経済的に大変な高齢者からも1割負担を強要する。当初から、先ほども言いましたけれども、国庫負担率が低く設定され、保険あって介護なしの制度になることへの懸念が強く出されていましたが、制度解約が済み、保険料の値上げとサービスの抑制、軽度者の介護が保険から外される、これが今の介護保険制度の実態であります。必要な介護のニーズに応え、社会保障として役</p>

	割を果たしていく町にもそういったことが求められてきます。公的な介護保障の重要性はますます明確であります。ぜひそういう認識に立って7期計画の策定にあたっていただきたいと思います。また私も介護保険懇話会の方で議論させていただきたいと思います。私の一般質問を終わりにします。
議 長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>第10番 井出 薫 議員</u>	
議 長	次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。
10番議員	第10番、井出薫でございます。一般質問に入る前に若干時間をいただきたいと思うのですが、本日12月8日でありますけれども、朝鮮半島や中国大陸さらには東南アジアへの侵略を進めていた戦前の日本がアメリカハワイの真珠湾や当時、イギリス領のマレー半島コタバルを攻撃しアジア太平洋戦争の戦線を拡大した。まさに1941年12月8日から76年目の日であります。15年に渡る侵略戦争で戦前の日本は自国民とアジアの人々に莫大な被害を与えました。戦争の悲惨さをも、思いを新たに平和の叫びを挙げ続けることは戦争の誤りを繰り返さないために不可欠であります。戦争を無くすために大事なことはまず戦争を知ることです。財界人の一人、丹羽宇一郎氏が今年の夏出版した著作、戦争の大問題という本が評判になっているのですが、この丹羽宇一郎さんは伊藤忠商事の元会長さん、社長さんをやられたり、元外交官で活躍された方です。是非また調べていただきたいのですが、中国や国内の被害だけでなく中国や太平洋の島々での住民虐殺や飢えた兵士同士の人肉食を通じ戦争は人を狂わせると、その悲惨さを指摘した本だそうであります。戦前の日本が海外に領土と利権を求めて開始した侵略戦争は日本国民310万人以上と、2,000万人を超すアジア諸国民を犠牲にし、国内を侵略した国々で国土を荒廃させました。広大な大陸の中国や圧倒的な国力が勝るアメリカを相手に何の見通しもなく開始した戦争はたちまちに行き詰まりました。中国大陸やアジア太平洋の各地へ侵略を拡大した日本軍は十分な補給も得られず軍人勅諭や戦陣訓など投降も認められず焼き尽くし、殺し尽くし、奪い尽くすと言われた野蛮な侵略、略奪、戦死や病死でもない悲惨な餓死、玉砕、転進等とごまかした敗走を余儀なくされたものであります。国内や植民地からは人も資源も動員され人類初の原爆投下や無差別爆撃などでも大きな犠牲を生みました。中国大陸での侵略戦争を本格化させた後、当時の中国の政府がおかれていた南京に軍を進め投降を求めた中国兵や一般の民衆など数万

	<p>人とも、数十万人ともいわれる人々の命を奪った南京大虐殺が起きたのはちょうど80年前の12月初めだそうであります。捕虜にしても食べさせる食料も無かったことが背景の一つと言われています。アジア太平洋戦争の末期、地上戦の舞台となった沖縄の惨状は今でも深刻です。住民は米軍の攻撃にさらされただけでなく日本軍によっても戦争に駆り出された上、スパイなどの不当な口実で弾圧され自決や集団死を強制されたものであります。敗戦後も米軍の占領下で土地を奪われ広大な米軍基地として今も県民の苦しみは続いています。日本の敗戦の翌年、46年に制定された憲法は政府の声によって再び戦争の惨禍が起こることも無いようにすることを決めました。文字通り戦後日本の出発点です。異常な靖国派の安倍政権が戦争法の制定など憲法破壊を繰り返し、その上憲法に自衛隊を書き込む改悪まで策しているのは、その原点を破壊するものであります。二度と戦争をする国にならないためにも12.8を機に戦争の悲惨さを語り続けることが重要ではないでしょうか。以上であります。</p> <p>続いて一般質問に入りたいと思います。新井町長の評価という点では先程、的埜議員のほうからも話があったとおり、町長独自の中で積極的に色々頑張ってこられたという点が私どもの評価であり、退任のあいさつの時には役場へ入ってから約50年と地方自治の現場で役場の中で職員としてあるいは町長として頑張ってこられたということであり、本当に敬意を表するところであります。私もこの間議員として町長と約20年間のお付き合いをさせていただいたわけでありますけれども、任期をもって退任させるという挨拶の中でどういった一般質問をすればいいかというのを非常に悩んだ訳でありますけれども、通告にもありますように国民健康保険の制度が来年の4月から大きく変わる、都道府県が管理になり納付金額と標準保険料率、激変緩和処置など様々な準備がされています。現時点での小海町の影響、あるいは保険料はどうなるかと、こういった点わかる範囲で結構ですから説明していただければありがたいと思います。そして一番として県に移管される流れ、また3月議会までに決めなければならないこと等具体的な町の取組というような点をまず説明していただければと思います。</p>
町民課長	<p>それでは資料によりまして説明いたします。資料綴りの7ページをお願いいたします。この表ですけれども、これは県から提供されたスケジュール表ということでございます。下の方に二重線が引いてございますけれども、ここから上が県の部分、市町村はそこから下ということでございます。この内ですけれども、県の方のスケジュールとして一番上の行になりますが、</p>

納付金及び標準保険料率という行で、11月下旬辺りを見ていただきますと納付金額と(仮係数)これを市町村へ通知ということが書かれております。これにつきましては、県は12月末に全県分を公表する様ですけれども、それまではそれは控えるということですが、町村の分に限っては公表というか公にしても構わないということで、10ページの一番下になります。町の物を抜粋した形で数値を示してございます。ご覧いただきたいと思っております。そこに平成29年12月現在の納付金試算状況(退職分を除く)ということで退職者に掛かる保険税の分は除いた形、だから数字的には小さい形になっているということでご理解いただきたいと思っております。この表を見ていただきまして平成28年のいろいろな諸条件を置換えた場合に小海がどうだったかと、それに対し来年県が納付せよと言ってくるお金がいくらなのかというところで、一人当たりというところの金額を比較しますと、伸び率が93.57%というふうになっております。ここで納めよという金額が今の段階では156,624千円あまりということになっております。真ん中ほどに激変緩和措置総額ということがございますけれども、ここは県のほうで101.数パーセントを超えた団体には県のほうの基金を元に激変緩和のためのお金を手当てするという制度でございまして、小海町の場合は伸び率が93.ということで100を割っておりますのでここで措置される金額はございません。結果的に激変緩和なしの形で156,624千円がそのまま一番右側のところにきているわけでございます。このお金を保険税で集めるのかということではありません。この数字から保険者支援制度という補助金がございまして、それから普通交付税で財政安定化支援事業というものがございまして、それから保険税の過年度分の収入、町では最近4,000千円を超すお金が収入になっておりますけれども、そういったものを諸々引きまして実際には今の試算でおよそここから21,500千円ほどが引ける形となります。つまり135,000千円というものを国保税として確保しなければならないということになります。これにはやはり徴収率とか先ほど言ったまだ入っていない退職分とかというのも勘案しなければなりませんので、それを勘案しますと142,000千円ぐらい現状必要ではないかというふうに試算しているところです。142,000千円という調定額が必要になってくると。ちなみに平成29年度の12月現在、現在の国保税の調定額というものが現年度分ですけれども145,000千円という形になっておりますので、それと比較しますと県から指示されてそれを元に叩かなければならない数字というものは3,000千円少なくなっているという試算になってございます。それからこの

一番下の表のところで標準保険料率という形で3方式、4方式と示されているものがございます。4方式というのは所得割、資産割、均等割、平等割ということで現在小海町が賦課している方式になります。それから3方式というのはそこから資産割を除いたものになるわけでございますけれども、この県が示した標準料率には7割、5割、2割といった保険税の実際の軽減額とか、徴収率というものを勘案していない標準料率になっていますので実際賦課する際にはその分を上乗せしなければならない。このままこの数字を使ったのでは10,000千円を超える不足が生じていく試算になっています。ですから上乗せして率を決定しなければならないということになります。7ページに戻っていただきたいと思います。7ページの下欄です。市町村のスケジュールになりますけれども市町村のスケジュールは右端の3月中旬というところに丸印がありまして平成30年度の料率決定という言葉がでございます。条例改正と括弧でありますけれども、小海町の場合は通常3月議会では保険料率決定いたしません。5月に国保の運営協議会を開きまして諮問、答申というなかで6月議会に上程している経過がでございます。これはそのまま制度が変わりまして6月という予定でございます。それから予算なのですけれども、やはりこれはもう来年度予算、30年度予算は3月議会で可決していただく必要があるということでございます。資料多くて恐縮なのですが、すみませんが9ページの方をお願いいたします。このページの左側は歳入の平成29年度の科目と平成30年度、来年3月にお願する予算の科目の比較となっています。黄緑色の部分がオレンジ色に変わるというご理解でいいかと思えます。黄緑色のところにあります国庫支出金やそれぞれ各交付金ですけれども、これが一括して県の保険給付費等交付金という名称で来る、町に入ってくる仕組みになります。右側につきましては同じく歳出の科目になります。先程、現時点で156,600千円という納付金の金額を言いましたけれども、この金額は歳出、一番右側の所の3款の国民健康保険事業費納付金というところで、その金額を県に支出することになります。この歳出の中で最も大きな2款の保険給付費というものがございすけれども、この科目の中では3項にあります出産育児諸費それから4項にあります葬祭費というものを除いて全て歳入にの3款にあります先程いいました県からの支出金の交付金で賄われる仕組みになっていて、過不足なく賄われる仕組みになってございます。10ページにはここで記載しました名称等簡単に説明が書いてありますのでまた見ていただきたいと思えます。最後に8ページをお願いいたします。これなのですけれども今回の制度改正をま

	<p>とめた広報用のリーフレット案です。まだ案の段階です。右側の中段の国保加入者にはどのような影響がありますかというところを少し見ていただきたいのですが、まず主な変更点ということでございます。一つ目のポツですけれども国保が県全体の運営となるために市町村間で転出入があった場合でも引っ越し前と同じ世帯と認められる場合は高額療養費の上限額支払回数、一般的に多数該当とっておりますけれども、これまでは小海町から出て佐久穂町へ転入すると直前の12カ月間に4カ月以上高額払っていたのというのがクリア、リセットされまして佐久穂側では一回目からカウントしなおしだったのですけれども、長野県ということになったので長野県内での転出入であればその経歴がそのまま継続されるという点になります。それは利用する側からすれば経済的な負担が減ると表現になってまいります。二つ目のポツですけれども新しい保険証などの様式が変わってまいります。どんな様式になるかというところ大まかには保険証に長野県という都道府県名が記入されること、それからこれまでは保険証の一番下に保険者欄がありまして、そこに小海町と記入され小海町の判子が押されていたわけですが、これが保険者名という言葉が取られまして、保険証をどこが交付したかということで交付者名小海町という形になります。使われる判子は同じ判子になりますので、その程度の変更で済んでおります。この一斉に更新するのは各町村で更新月違うのですけれども、小海町の場合は10月の更新月から新しいものを事前にお配りするかたちになりまして9月までは今使っているものをそのままお使いいただけるということでございます。三つ目のポツにつきましては激変緩和で急激な上昇を防ぐということですが小海町では先程からご説明しているように現時点は該当してこないものになります。その次にこれまでと変わらない点ということで、資格の取得、喪失の手続きですとか、国民健康保険税の賦課徴収、それから保険給付、また保険証の発行とかいう手続きも引き続き町で行います。従いまして賦課徴収はこちらでやるということになりますと、現在滞納されている方には本来ですと資格者証というものを交付というのが決まりのようなのですけれども、小海町では資格者証というものではなく短期証に切り替えて今やっているところでございます。そういったやり方も継続して実施できるというふうに理解しているところでございます。資料の説明をさせていただきました。</p>
10番議員	<p>ただ今この4月から変わります国保制度の改正点や実際に小海町ではその3月中にどういう準備をしなければならないのかという説明を一通りしてい</p>

ただきまして、一番関心の高いいわゆる国保税といえますかね、町民の皆さんから、どう集め、いくら集めるかという議論はこれまでどおりおそらく6月議会の前のところで相談されながら6月議会に提案されるということでありまして、その金額そのものはそんなに変わらないという説明を受けたというふうに認識いたしました。そういう中で町長にお願いしたいのですが、保険料については都道府県対価が行われても保険料の算定方式は市町村毎の条例で定める。今説明ありましたけれども、そしてその決定権は、我が町は町にあるわけでありまして。その中でこの後議論させていただきますけれども負担軽減のために一般会計からの法定外繰入、小海町も基金積み込みということで新井町長の元で一般会計から50,000千円も積み込みをしたという経過もあるのですが、こういう一般会計からの法定外繰入を選択せざるを得ないのも現実だと思う訳です。聞いたところによりますと町独自の住民サービス事業も法定外繰入と聞いたような記憶があるわけでありまして、実際に一般会計からの繰入している市町村は多数であります。しかしこの一般会計からの法定外繰入に関して国は当面認めるものの、今後解消削減の方針は変わらないというふうにされています。長野県でも国民健康保険運営方針の答申では法定外繰入は解消すべき赤字と位置付けられ翌々年度に解消が見込まれない場合は赤字の要因分析、目標年次赤字解消削減のための具体的な取り組みを記載した、赤字解消計画を策定し赤字解消を削減していくと県の方では具体的に運営方針の中に記されています。そしてこうした解消削減に向けて県は計画の策定、あるいは必要な助言を行っていくというようにしているわけでありまして。結局市町村にとって非加入者の負担を軽減する、小海でもやりましたように基金への繰入とか一般会計の繰入、こういったことが結局、将来的には出来なくなると、手が縛られてしまい保険料負担の増加を余儀なくされることになりかねません。こうした事態を避けるためにも法定外繰入をはじめ市町村が被保険者に対して必要な配慮を行うことができるように各市町村の実質を尊重した柔軟な対応こういったものを町長、県に求めていくべきではないかというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。またあわせて今度の中でもそうですけれども私はこれまで町の国保税、こういったものが本当に高く大変だということで何回となく議論をさせてきていただきました。そういう中で例えばこの6月議会でも資料で皆さんにも見ていただいたのですが、小海の保険税なんか町でもかなり努力はしているのですが、最高税率で資産割合を見たときに、所得と

	<p>国保税の割合を見たときに大きいところでは18%なんていう試算が出るほどの高い保険料になっているわけですよ。だからこういったところ、これからどのようにしていくかということが今の県の方針や国の方針からしますと当面の方針ということでありましてけれども、私はやはりそういった点をしっかり考えていかなければならないことと、先程課長のほうで県の試算の中には回収率がうたわれていないと、ですから回収率の分は上乗せして予算を作らなければならないという現状があるという説明がされましたけれども、やはり納税される皆さんに納税できない分の皆さんの滞納分を上乗せして課税するというようなそういうおかしな環境があったり、また国保の中で収入の無い子供たちまでカウントして税金をかけるというような国保税のかけかたの特徴があり、そういった物が実際にはこの現場の中で保険税を高くしていると、もう一点以前に議論したのですけれども他の保険と比べてどうかと、所得に対しての課税率というのですか。そういうのをかつて議論したこともあったのですけれども、県の議会の方で出した資料をちょっと見させていただきましたら、例えば協会健保は所得に対して7.2%。あくまでも平均の議論ですけれども7.2%。それから組合健保は5.7%だそうであります。所得に対して。国保は国の統計であっても13.2%。医療を守り命と健康を守るというその基本であります国保税が他の保険と比べても課税割合が高いという現状があるわけでありましてけれども、やはりこういった点での具体策、こういった物を、これを機会に考えていくというのが私は必要だと思いますけれどもそのあたりはどうですか。それからもう1点、町独自の住民サービス事業はどうなるのかということで国保の中でありまして脳ドックなどが新井町政の元で補助を出すというような前進がされたわけでありましてけれども、こういった住民サービス事業などもこの先どうするのかという点、3点ほど伺いたい訳でありますけれどもよろしく。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。先程課長からうちの町の場合については激減緩和をするほどではないというようなお話を報告をさせていただきました。当然これが決定ではございませんけれども現時点においてはそうだと、トータル的に今の税額よりも3,000千円程度低くなるということが予想されるということでございます。しかし分布金が決まった段階の中でまだまだ3方式なのか、あるいは4方式なのかそれすらもまだ決定をしていないということでございます。今、井出議員さんからご指摘をいただいたように、市町村の実態というものを尊重すべきだと、特に保険料決定するにおいては。</p>

しかし県及び国の方針というのは解消を図るような、要するに繰入金等については解消を図るような方向の指導がされているという今お話がございました。当然これまでも大きく変動する、一般会計から法定外繰入をした時も50,000千円という法定外繰入をしたわけですけれども、そういったこともしてきました。そういった中で判断をしていくということでございます。当然所得割、そして資産割そして均等割と平等割。これらについてもまだ具体的なこういうふうな割合にせよというようなこと、多分これらについても今までと同じように町村の判断に委ねさせていただけるのだろうと私はそう思っていますけれど、現時点においてはそれもはっきりはまだ示されていないというのが実態でございます。それともう一点、徴収率の問題でございます。いつも徴収率につきましては98%とか、あるいは90%ということで積算をし、そしてその未収の部分につきましては納税者にご負担を頂戴するという予算をずっと今日までしてきました。これは一般会計においても同じ、ただ国保の場合については扶助と言うことで、その扶助という立場からしてお互いがそれを補い合うと、それらについていつも町の法定外繰入で対応すべきではなかろうかというご意見も頂戴をした経過はございます。それともう一点他の保険と比較をして国民健康保険税については非常に所得に占める割合が高いのではないのというお話でございます。7割軽減、5割軽減、そして2割軽減というものが制度上あるわけですけれども、それでもまだまだその率が高いというふうなご指摘を頂戴いたしました。その一つの要因としては所得分布の問題もあろうかと思っておりますけれども、それらについては今後再度これによって試算をした中で国保運営協議会の中で議論をしていただけるというふうに思っております。またもう一点人間ドックあるいは脳ドックのことにつきましてもご提案をいただきました。現在25千円という金額を支援をさせていただいているわけですけれども、これらにつきましては例えば30千円にするとかそういったことは一般会計の中から法定外繰入、ようするに保険事業の一環ということでございますので、議論をして予算化することはそんなに難しいことではないというふうに私自身思っています。ただそれを根拠と幾らがそれに相応しいのかなということについてはこれまでずっと25千円を長くやってきたということでございますので、そろそろ改定をしてもいいのではなかろうかという時期にきているというふうに私は判断をしているところでございます。いずれにいたしましても万が一負担能力を超えてしまうようなことがあれば、法定外繰入ということも考えざるを得ないとそのように考え

	<p>ておりますけれども国民健康保険協議会、いつもそんなことで答弁で話を して申し訳ないのですけれども、3回行うのを今議会の補正予算の中にも1 回お願いをさせていただきました。これからまた介護保険と同じですけれ ども、二度ほど議論をする場がございます。そういった中で1月そして2月 と議論を二度ほど出来るわけでございますので、その中でまた詳細につい てご説明を申し上げ、県からももう少し詳しい書類が来ようかと思いま すのでそれらを踏まえて議論をし、少なくとも大きな負担増にならないよう にこれまでを維持していけるような、そんなことを基本的な位置として、今 後国保運営協議会の中でお話し合いをさせていただければありがたいと思 っています。いずれにいたしましても今、約3,000千円ほどの減ということ ですけれども、これが実際はどうかということはいくぶん精査しないと、 これもはっきりしないというふうに思っていますので、その点につきまし てはご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>高すぎる保険税だとか新たな、今現在町がやっている住民サービス事業と いう点で、例えば保険税はまだまだ最終的な県からの決定が来ていないと いう中でどうなるか、まだ？のところがあるけれどもそういった点、運協 や議会と相談しながらやっていきたいという答弁のように受け止めまし た。町長もやはり国保の保険税が高くなる、そういうシステムがその根幹 にあるということは長年の行政マンとして理解しているのではないかと いうふうに思いますし、大きな負担増にならないようにという答弁いただき ましたのでその辺をこれからの任期中の中での議論としていきたいと思 います。また保険料を下げる、あるいは医療費を下げる。そういったときに 住民の皆さんに健康でいていただくということがそれもまた一つの方向性 だという点で、新井町長の元で先程も言いましたけれども、やられました 脳ドックや長くやっています人間ドックへの補助というのもやはり医療費 の削減という観点から見直していただいて住民の皆さんに健康管理、こ ういったことを積極的にやっていただくというような環境づくりをさらに やっていただければというふうに思います。一つ答弁がわからなかったの ですけれども、今度の国保改革の中で町長少し触れましたけれども、国や 県が一般会計の繰入、こういうものを無くしていくと赤字という扱いの中 で赤字解消をしていくというようなそういう方向でやっていくと、将来的 に、そういったことが現状の中であるわけでありましてけれども、町長、3 月までまだ任期もありますし、是非、県やそちらの方にやはりもっともっ とやはり地方の実勢といいますか、そういったものを尊重するような運営</p>

	<p>に柔軟な対応をすると、して欲しいといういようなことを町長の方からも県のほうへ言っていただければというふうに思いますけどもいかがでしょうか。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。こういったことにつきましては当然、県の議会の中でも多分議論をされているだろうというふうに思いますし、当然、負担がものすごく、激減緩和ありますけれども大きく引上げになってしまうという市町村も実態として多分、全体が、先程課長が言ったように発表になっていませんからわかりませんが、そういう市町村も多分あるのではなかろうかなということが予想されます。そういった中で各町村がそれなりの法定外繰入をしないと、それは国保そのものがやっていけないというふうに私自身は思っております。ですからその程度というものを見ながら、また県の町村会ともそういったお願いはしていくのではなかろうかなというふうに思いますので、機会ある毎にまたそういったお話を県の方にお願いをしていただくと、ただ町独自ではなくてある程度皆でまとまってということになるかと思っておりますけれどもよろしく願いいたします。以上です。</p>
10番議員	<p>それでは最後にまとめさせて終わりにしたいと思っておりますけれども、今日は国保の議論をさせていただきまして、国保の国保料そういったものが非常に高いという議論、これまでもしてきましたし町長の一般会計の繰入なくして大変ではないかというような答弁、ただ今されましたけれども、国保の収入に占める国庫の支出金、1984年には49%あったものが30年後の2011年には24.8%と大きく激減し、一人当たりの保険料がこの間2.4倍になっているというのが国の統計であります。先程、的埜議員の方から介護保険が始まって、介護保険の当初の保険料と第7期の予定の金額が示されましたけれども、やはり国は最初作ったころの方針から大きく住民負担、国民負担、それから各市町村の負担を高めているわけでありまして。口では地方の分権時代とかこういうことを頻りに言うわけでありましてけれども、地方自治、地方の実勢、こういったものが、私は今日は国保で議論しましたけれども、様々な農業や観光、あるいは道路一つ作るにあたって、やはり地方自治という地方の実勢を抑え込んでくる。そういう私は国の政策が全国の町村の8割が少子高齢化に悩み、その5割近くの町村が過疎となっている。その大きな原因に私はなっていると思っております。この間こうした国の政治の中で小さいながらも輝いている村独自の努力で人口も増え、若い人たちも増え町や村が活発化している、こういう事例をいくつか私は紹介してまい</p>

	<p>りました。つい先ごろの議会では日本一の子育て村構想を打ち立て徹底的に進めている島根県の邑南町、あるいは何回か取り上げさせていただきました100年の森構想、町の議会でも視察に行きましたけれども岡山県の西粟倉村、また島の町であります島根県の海士町の話も何回となくさせていただきました。島にないものはない。こういう構えの中で町の活性化。今日は高校の問題もありましたけれども、島の高校がなくなるという危機の中から今は高校が何倍か。島の外から多くの子どもたちが来て、高校が活性化し、町の保育園は町の中だけでは間に合わないというほど活性化して、全国の活性化のトップを走っているとされている島根県の海士町であります。私はこうした元気な町村に共通しているのは住民と一緒に知恵を出し、その町にある資源、こういったものを活かして産業化している、特段どこからか何かをもってきてやる。そういうことではなくて、住民の皆さんと一緒にこれはどうだ、あれはどうだ、そういった努力の中で産業化していることでもあります。私は来年の新井町長の任期の後の新しいリーダーが今小海町は求められています。私が望む町長像はこうした全国で頑張っている町や村の経験も聞きながら、小海町型の小海町らしい町づくりを住民と一緒に本気で探求していく新しいリーダー。こういったことが強く求められていると思います。こうしたことの実現のために皆さんと力を合わせて頑張っていきたいということを申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。</p> <p>これより私が一般質問を行いますので、議長交代の準備のため4時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時17分)</p>
<p><u>第6番 有坂 辰六 議員</u></p>	
副議長	<p>副議長の的埜美香子です。議長が一般質問を行うため議長を交代いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>次に第6番 有坂辰六議員の質問を許します。有坂辰六君。</p>
6番議員	<p>6番、有坂辰六です。通告に従いまして一般質問を行います。その前にいくつか申し上げたいことがありますのでよろしくお願いいたします。今回私が現職の議長として一般質問を行うことは違法ではありませんが、前</p>

例が極めて少ない異例なことでもあります。私は今定例会の招集日に新井町長が今限りでの退任をされると表明されましたので是非一般質問を行わせていただきたいと思いますと思い急遽行うこととしました。それは私が5年前に町議会議員選挙に挑戦した大きな理由の一つが新井町長と町政を一緒に行ってみたいと思うことに始まります。それは8年前の町長選挙で新井町政が誕生した際に、支援者の一人として一緒に戦い町政に対して初めて触れたことによります。ある時、新井町長が人事のことで議会に否決されるのではないかというような状況がありまして、自分の思うような町政が中々進まないという中で支持者の一人としてある行政経験者に相談をしましたら、議会や行政に文句があるならば議会で言え。外野でいろいろ言うなと怒られた経緯があり、その後右往曲折を経て今日があるわけであります。私はこの5年間議員活動をやらせていただいているわけではありますが、今回が新井町長に対して一般質問を行う最後の機会ととらえ、あえて質問を行わせていただきます。新井町長との5年間でいろいろなことが頭に浮かびますが二つほど話をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。一つ目は町政施行60年で国内では初めてとなる茨城県の大洗町との友好都市協定の締結であり、町長と何度も一緒に大洗町に通いました。大洗町との関連で小海大使となる細田会長と青沼さんには普段では付き合うことの出来ない中央の政治家の人たちとの交流もさせていただきました。その中には細田会長の後輩であり兵庫県出身である民進党の杉尾秀哉さんもいました。また小海町単独による中部横断自動車道の建設促進要請行動で国交省の末松国交副大臣を訪ねたことは私にとって貴重な体験となりました。細田さんからひと段落したら湯島のうなぎ屋さんの小福で新井町長の慰労会を皆さんと一緒にやりたいとの連絡がありました。もう一つはタクシー利用助成事業であり、これは平成27年3月私が一般質問で提案をさせていただきました。これを採択していただき、タクシーが敷居の高い乗り物であるという意識を高齢者や元気な高齢である女性の皆さんが普段の身近な交通手段として利用することとなりました。また免許返納者への新たな支援事業を伴い多くの町民の皆さんの支持をいただく素晴らしい事業に成長しました。これからもタクシー利用助成事業をより進化させ、町営バスの代替え策として町内を循環するコミュニティバスの導入や町内の飲食店などの活性化につながるタクシー利用券の需要拡大等、これからのバス運営審議会での積極的な議論を期待するところでもあります。それではこれより本題である一般質問に入らせていただきます。

	<p>まずは通告順に小海小学校の通学路に防犯カメラを設置したらどうかについてですが、この問題は平成25年の6月に篠原伸男議員から安全安心な通学路の確保に関連して防犯カメラの設置が要望されています。その時町長は健全財政を堅持し、教育委員会と協議をして必要であれば検討をしたいと答弁しています。また最近では今年の9月の定例会で鷹野弥洲年議員が同じ趣旨の質問を行い、町長は町民の安心安全を守るため来年度当初予算での設置を考えています。まずは保育園児を含め小中高校の通学路を優先し整備していきますと答弁しています。私としては町長の任期である平成29年度中にせめて小海小学校の通学路だけでも設置をお願いしたいと考えますが、町長にこの件について残り任期がある中でどのようにお考えなのかをお伺いいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>お答え申し上げます。有坂議長さんには8年前私が立候補を拒んで、ずっと拒み続けている時に、お百度参りと言えば大変失礼かもしれませんがもお話をございまして最終的に決断をし、そして立候補をさせていただき多くの町民の皆さんの温かいご支援をいただいてこの場に立たせていただきました。本当に大きなお力をお借りして今でも忘れられないしこれから感謝を申し上げる次第でございます。合わせて今60周年のお話もございました。60周年を記念して3人の方に大使として任命をさせていただきました。以来ずっと深いお付き合いをさせていただきまして、いろいろな面でご指導も頂戴をしているところでございます。町長を長くやると人間関係についてはより深くなり、そして多くの皆さんと関係が結ばれる、それが行政に対して大きな知恵となり、また大きな活力となっていく。そういった面において長くやることは、そういった面においては素晴らしいというふうに思います。今、お話がありました、杉尾先生とも親しくさせていただきましたし、細田会長さんを介しての西村衆議院議員、今、筆頭副官房長官でございますけれどもお付き合いをさせていただきました。また末松、今は違いますけれども前国土交通副大臣ですけれども本当にお話をざっくばらんさせていただいたこともございます。そういった意味合いでは非常に私自身もお陰様でいろいろな経験をさせていただいたなと思っているところでございます。そういった中で今通学路に防犯カメラを何とか任期中に1基でもいいから取り付けるべきだろう、こういったお話をいただきました。当然3月25日をもって任期が満了するというところでございます。お約束でございますので、今回の補正予算に調査費を計上させていただきました。500千円でございますけれども、これをしっかり調査しそして小・中・</p>

	<p>保育園、まずこの通学路周辺を中心に来年度の当初予算、骨格予算になりますけれども私の提案する最後の予算でございます。そちらに平成30年度早々に設置できるようにしっかり準備をし、そしてまたその条例、規則あるいは活用方法や管理方法、これを3月の定例会の中で全て整備をさせていただきまして当初予算に盛りさせていただきたいとこのように考えております。議員の皆さんにしっかり説明をまいりますので、その点につきまして是非ともご理解をいただき、また予算につきましてお認めをいただきたい、このように思っているところでございます。今年度中に例え1基でもというよりは、効率よくまとめて発注したほうが良いだろうというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>ただ今のお答えですけれども、私としては補正の件もありますけれども、是非調査費も含め実際に町長の目で1基でも確認していただきたいと思う所ではあります。では次に町のアウトソーシングに関してお聞きいたします。町長は農産物加工直売所に関して出来るだけ早い時期に新しくリニューアルオープンした直売所を民間委託したい。そのために直売所の会の皆さんを中心とした受け皿づくりを進め、法人化したいとしています。また観光交流拠点施設も来年4月のオープンを前に業者選定を行い民間に委託したい。ともしています。私が5年前に議員になったころに八峰の湯も民間に委託、いわゆるアウトソーシングの話がありました。その時町長は八峰の湯は交流人口の拠点施設であり、町民の就業の確保でもあり民間への委託は現時点では考えていないという返答であったと記憶しています。個人的に町長とお話をする機会があった際、ハードな面は町で行い、ソフト面は民間に委託してもいいのかもしれないと述べていました。つまり温泉の汲み上げポンプから配湯管、そして温泉施設の中核部分の民間委託は難しいだろうがサービスの部分は民間に委託する方法もあるのではないかといいものでした。その時の私は基本的な部分において町営事業は民間にアウトソーシングすることは難しいことなのだを受け取りました。それが最近先の農産物加工直売所や観光交流拠点施設等をアウトソーシングするとの方向が示されています。答弁は要旨1回に限られていますので、もう一つこれに関連して質問をさせていただきます。町営バス運営に関してこの頃バスの運転手が不足といいますか、募集しても集まらないという話を聞いています。町営バスは大型の二種の免許が必要であることが原因と思われるのですが、その他にも人を乗せるのが苦手である、そのことも理由のようです。町営バス運営に関し、私は平成27年9月の定例会での一般質問でコミュニテ</p>

	<p>ィバスの導入を検討すべきであると提案させていただきました。風を運んでいると揶揄された中型バスでは無く、普通二種で運転できる10人乗りのマイクロバスを導入して縦横に広がる小海町を東西二つに分けて、各3台により町内の各集落を午前、午後2回ほど巡回させ、現在の路線バスでは無くどこでも乗り降りができる小回りの利く巡回型の運行にしたらどうか提案をしています。そしてその後、マイクロバスでの運行なら子育て世代の女性の方も就労ができるのではないかと考えるようになりました。タクシー利用助成事業とあわせて町民の皆さん交通手段のさらなる利便性を高めるためにも、町営路線バスの一部業務をタクシーなどに委託することを検討すべきであると考えます。これはあくまで私の考えであり冒頭でも申し上げましたが、町営バス運営審議会での議論を期待するものであります。このいくつかの質問は町長の任期内では処理できない問題もあり、農産物加工直売所及び観光交流拠点施設の民間委託の件と、八峰の湯と町営路線バスの件を分けていただいて町長の考えをお伺いいたします。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答え申し上げます。四つのアウトソーシング、要するに指定管理あるいは委託、こういったことをしたらどうかというご提案でございます。まず農産物の直売所につきましては現在、直売所の会に指定管理を行う方向で準備をさせていただいております。一番はその時期の問題になるわけですが、直売所の会の皆さんの総会等、またいつ受けることができるかということもあるわけでございますけれども、一つの目安として来年の秋ぐらいからは直売所の会に指定管理ができるのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。これらにつきましては当然、直売所の会の皆さんの意欲、そしてまた求めているもの、そしてまた直売所の会の皆さんとご相談を申し上げ、直売所の会の昨年の総会の中で私どもは指定管理を受けていこう、こういう意思決定はされているわけでございますけれども、その点についてまたしっかり詰めてまいりたいと思っております。また観光交流拠点センターにつきましては現在募集中でございます。3月の定例会にはご提案を申し上げ、そして4月からは連休前に少なくとも新しい指定管理者を定めてスタートが出来るように万全を期してまいります。当然、渡辺議員さんからもいろいろなご指摘を頂戴いたしました。それらについて精査しながら良いスタートが出来るように準備を進めてまいりたいと思っております。また町営路線バスの関係でございますけれども、有坂議長さんにもバスの運営審議会の委員としていろいろなアドバイスを頂戴した時もございます。デマンドはどうか、いろいろな検討を加えていきま</p>

	<p>した。そして結果現在のバスとあわせてタクシー、こういったことに現在なっております。そういった中で今お話もございましたけれども、ドライバーの確保というものが非常に今厳しい状況でございます。大型二種をお持ちの方を募集しても、ハローワークを通して中々応募者が無いというのが実態でございます。そういった中で二種は無くても大型でいいですよということで再度募集をかけたこともございます。しかし中々ドライバーの確保が厳しい状況の中にあるのも事実でございます。そういった中で将来に向けては一部委託、あるいは全部委託、こうせざるを得ない時が来るような気がしています。ですからまずはスクールバスだけなのか、そういったことも考えていかなければならない時が来てしまうような気がしております。その時にはしっかり取り組みますし、またコミュニティバスの問題につきましては10人乗り、こういった事によれば免許の問題もクリアでき、そしてある面においては女性ドライバーでも対応できるのではないかとというような今ご提案を頂戴しました。これにつきましても一つの案としてまたバス運営審議会の中でご審議を3月にも、2月ですか、バス運営審議会もございますので、そちらにはかってまいりたいと思っております。また今度の改正によりまして本間上、本間下、こちらにつきましては旧道を運行するようなバス運営審議会の中で検討をいただき決定をいたしました。そういったものをより広げていくという意味では同じ考えだと理解をしております。そして最後に八峰の湯でございますけれども、私の本心として私の任期中は直営ということをお願いいたしました。それは雇用の場ということもございます。地元から雇用をする。そしてまた原材料を地元から出来るだけ調達をする。そしてまた利用者の声を直接聞いて細かいところまで指示ができる。こういった面からして経費は若干掛かりましたけれども、私の任期中それを貫いてまいりました。今議長さんから一部委託ということをごろごろ考える時期ではないかというようなご提案をいただきました。これにつきましては新町長に引継ぎ事項として、こういった意見があるよということをお伝えをしてみたいと思っております。もし3月中に、あるいは2月に観光交流センター運営委員会が開かれるようでしたら、またその場でお話をさせていただければと考えているところでございます。以上です。</p>
<p>副議長</p>	<p>ここで皆さんにお諮りいたします。5時を過ぎると思われます。時間延長をしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。異議なしと認めます。有坂君。</p>

6 番議員

ただ今の町長の答弁は全体的に考えますと、なら継続して町長やってもよかつたのではないかと思うくらいの答弁であり、農産物加工所については来年の秋ぐらい、観光交流センターには連休前に、町営バスについては将来に向けて一部委託も考えなければならない。八峰の湯についてはこれについては新しい町政に期待したい。非常に私の考えと違った答えだったので戸惑っていますが、それはそれとしてこれ以上この件を詰めてもしょうがないので次にいきます。3点目として特別養護老人ホームこうみの里や、やすらぎ園等での介護士不足解消に関連し、奨学金の免除が行えないのかをお伺いいたします。この件につきましては鷹野弥洲年議員が平成27年9月と今年の6月の定例会で一般質問を行っております。平成27年度の鷹野弥洲年議員への町長の答弁は、町に戻っていただくという施策を展開することは必要だと思います。町に戻るということをもっと広い意味で公平にする何か方法はないかと考えていますと答弁しています。同じく鷹野弥洲年議員の今年6月の定例会の答弁では、介護現場での職員が不足している。町の社会福祉協議会でも全く同じだ。人材確保と町への移住定住に向けての効果があるとする鷹野議員と同じ考えを持っている。試案を作り議会と協議し制度化を行い、平成30年の創設に向けて準備し12月の定例会にはその要旨を示し前に進めると答弁されています。私も二度ほど質問したのですけれどもこんなに具体的な答弁をいただけないので省略しますが、この問題は奨学金の件は具現化するのに2年後、あるいは4年後であることであります。高校生が専門校または大学進学し卒業をしてからの話であります。この前小海高校へ県立高校第二期編成問題で、民生文教委員会で伺った際に校長の土屋茂夫先生と話を交わす機会がありました。それは再編の話では無く生徒の進学の件だったわけですが、その時、佐久大学への推薦枠の話となり、生徒が介護の資格を取るために小海高校に佐久大学へ介護関連の推薦枠をいただけたらどうですかと聞きました。土屋先生は、これは生徒にとっても進学の選択肢が広がりありがたい話ですと答え、それからさらにそれが奨学金を使い一定の条件により奨学金を免除できる制度であればどうでしょうかと続けて尋ねますと、もしそのような制度ができるのであれば生徒の中には経済的に大変な子もいますのでさらにありがたいと答えていました。小海高校の生徒が男女を問わず介護の資格を取り地元に戻って就職をする。これは人口減少問題や若者定住促進にもつながり、かつ介護士不足の問題にも対処できます。私がこの件を南佐久南部2町4カ村の議長会で話をしますと、これは私たち町村の全体の問題であり、是非

	<p>小海町が主導をして進めて欲しい。若者がそして介護の人材が確保でき、人口減少問題に対応できる。私たちの町村でも奨学金制度を取り入れたいので小海町での制度を参考にさせていただきたいとのことでした。私はこの件について鷹野弥洲年議員とも幾度も話をさせていただきました。鷹野議員は元佐久総合病院の事務長であり、佐久大学の盛岡理事長とも懇意にしておられます。この件については議会と町が十分に協議を行う必要があると考えます。そしてそれは急を要する問題であります。就職、進学に関しては高校では現在も現在進行形で進んでいます。1年先送りをすれば対応も1年遅れることとなります。小海町と小海高校、そして佐久大学が1日も早く協議の場を設けることが望まれます。連携そのものには小海町も議会も直接関係するものではないのですが、議会としても議員の皆さんと相談し応援をしていきたいと考えています。この件は新井町長の任期ともやはり関連するわけですが、一般質問での答弁でありますように平成30年度創設に向けてではなく、今年度に行っていただきたい。この問題は一般質問を通して議会と理事者との間で何回も取り上げられ、都度協議がなされた問題であります。これからの新しい町政に委ねるのではなく、今回でお願いしたいと思います。予算化するのは2年後、4年後であります。その土台を任期中に作っていただきたいと思いますが町長の考えをお伺いします。</p>
<p>町長</p>	<p>お答えを申し上げます。この件につきましては何回か一般質問を頂戴しているところでございます。私としては今3月の定例会の中で条例等は全て整理をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。今現在例えば小海町だけを例にとりましても特養の美ノ輪荘、あるいは老人保健施設こうみ、あるいは社会福祉協議会、民間のNPOねむの木とかそういった施設を含めまして6つの施設に130人ぐらいの方が働いておられます。そしてこうみの里と生まれ変わると、またそこに20人ぐらい多くなるだろうというふうに思います。介護の現場で働いている皆さんというのは150人ぐらい、小海町だけでもそのぐらいの皆さんがサービスを提供し、そして頑張っているということでございます。佐久大学の理事長であります盛岡理事長、また小海高校の土屋校長先生、知らない仲ではございません。当然面談をしながらお話をする、ただ介護福祉士の関係につきましては信州短期大学、盛岡理事長が両方担当しているわけですが、佐久大学と両方担当しているわけですが、佐久大学の中に信州短期大学以前のもが入っているということで、介護の学生についてはそちらに所属するというところでございます。募集定員はお聞きをしますと男女含めて50人と</p>

	<p>いうこととでございます。しかし現在は2年制ということとでございますけれども在校生は1年生が31人、2年生が20人ということと定員の約半分だということとでございます。そして来年度の今の応募状況は30人くらいだということとでございます。金額的にも入学時には1,300千円くらいかかるのかなというような試算を私はさせていただきます。そして卒業後はほとんどの卒業生がこの地域で、施設で働いているというお話をお聞きしました。またいろいろな面で盛岡先生とお会いをし、任期中にお会いをし、そしてそういった推薦枠を確保する。あわせて佐久大学の看護科というものがあるわけですが、こちらは定員が100名ということとでございます。定員をオーバーしておりますし、現在100人の方が勉学に励んでいるということとでございます。こちらほとんどの方が卒業後は地域で、また一部県外で活躍をされているということとでございます。当然、小海高校生の卒業の進路として何人かの枠を設けていただきたいということについては、私も行ってお話をさせていただきます。任期中に必ずその話はいたします。一つの例として川上村では1人東京の6大学の1つの大学に枠を持っているというお話を昨年お聞きいたしました。さすが藤原村長だと私も敬服をしたのですが、そういったことについてやはりやっていく必要があるだろうと考えております。奨学金と合わせて条例とかそういった点につきましてはこの私の任期中に整備をさせていただきます。またそのご提案に対しまして議員の皆さま方にご賛同を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>この件は議長会でも小海町に大変期待をしております。お金の件もありますが、今後の新しい町政においても実現に向けて頑張っていかなければならないテーマだと考えています。最後に今回提出されました各種審議会への報告事項で、小海町高原美術館協議会の決定事項に4月7日より6月3日まで岸田夏子展が盛り込まれました。岸田夏子さんは麗子像で有名な岸田劉生さんの孫で麗子さんの娘さんであります。この件については3年ほど前より、星見ヶ池に別荘を持つ東京の狛江市に住む岸田郁夫さんがやはり劉生さんのお孫さんであり、町長と私はともにゴルフやお酒を飲みながらいつかは劉生、麗子、夏子の企画展を行ってみたいと話をしていました。その後山梨の長坂にある清春白樺美術館の前館長でもある夏子さんに会いに行ったり、夏子さんも高原美術館に何度も足を運んでいただいたりしてやっと実現をしたものです。6日に郁夫さんに電話をし、町長の件をお話した際は企画展が4月であり少し残念な気持ちもしますが、ありがとうございます</p>

	<p>たと新井町長に伝えて下さいとのことでした。町長は退任の挨拶で50年に及ぶ行政からこれで解放され、これからは奥さんの富美江さんと第二の人生を楽しみたいというようなことを述べておられました。私にはまだ任期が3年と5カ月ほど残っています。町長の口癖である不断に湧き上がる町政の諸課題についてこれからも川平のお宅へ、一升瓶でも吊るしてお邪魔したいと思っておりますが、その時は玄関払い等しないようお願いを申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
副議長	<p>以上で第6番 有坂辰六議員の質問を終わります。</p>
副議長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお今後の予定といたしまして、月曜日11日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については稲子の清水観音堂、こうみの里建築現場、本間の治山工事現場です。服装は通常の服装でお願いいたします。また現地視察終了後、全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに17時14分)</p>